

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	58 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月
② 平成4年11月から6年3月まで

私は、昭和58年1月に、国民年金の加入手続を行った。国民年金へ加入手続後の国民年金保険料の納付については記憶に無い。申立期間の保険料の納付については、納付時期は記憶していないが、結婚後に夫が社会保険事務所（当時）で25万円から30万円ぐらいをまとめて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から平成6年9月5日に払い出されたことが確認できることから、当該期間は遡って国民年金保険料を納付することができる期間である。

また、申立期間①直前の平成4年8月の国民年金保険料は、6年9月に過年度納付されており、申立期間①直後の4年10月の保険料は6年11月に過年度納付されていることがオンライン記録から確認できることから、申立期間①についても前後の期間と同様に過年度納付されたと考えても不自然ではない上、申立期間①は1か月と短期間である。

2 一方、申立期間②について、申立人は昭和58年1月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料の納付については、まとめて納付したと述べているが、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年9月に払い出されていることが確認できる上、申立期間①の前後の期

間の国民年金保険料の納付はそれぞれ別の日に納付されており、まとめて保険料を納付した形跡がみられないことから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付時期は記憶していないが、その夫が社会保険事務所で 25 万円から 30 万円ぐらいをまとめて納付したと主張しているところ、申立期間②直前の平成 4 年 10 月の保険料は 6 年 11 月に納付されており、申立期間②直後の同年 4 月及び同年 5 月の保険料は同年 9 月に現年度納付されていることがオンライン記録から確認できることから、申立人がまとめて保険料を納付したとすれば、申立期間②を含む 4 年 10 月から 6 年 3 月までの期間と推認されるが、当該期間をまとめて納付した場合の保険料額（18 万 4,200 円）と申立人の主張する納付したとする保険料額は乖離している。

さらに、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 4 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年3月まで

私たち夫婦は国民年金に加入していなかったため、結婚の数年後、私が夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、夫婦二人分を口座振替により納付しており、口座振替ができず納付書が送られてくれば、私が必ず払っているはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚の数年後、夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと述べており、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の結婚後の昭和54年5月頃と推認できることに加え、夫婦の手帳記号番号が連番で払い出されていることから、夫婦の加入手続は同時に行われたと認められ、申立人の主張と一致している。

また、申立人は、国民年金保険料を夫婦共に口座振替で納付し、残高不足により口座振替ができない場合でも、納付書が送られてくれば、必ず納付していたはずであると述べている。確かに、申立人の特殊台帳において、昭和56年度及び57年度に過年度納付書が発行され、昭和57年8月及び同年9月の保険料については過年度で納付されていることが確認できることから、過年度納付書が発行されていながら、申立人が、1回、かつ6か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付してお

り、その夫は当該期間の保険料を納付していることに加え、当該期間の前後を通じて、申立人の住所及びその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6173

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 58 年に独立し、自分の事務所を作ったときに、母親に勧められ区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口で未納期間の国民年金保険料の説明をしてもらい、後日、届いた納付書により金融機関で 5 万円ぐらいの保険料を遡ってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年頃に、国民年金の加入手続を行い、後日届いた納付書により、金融機関で遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人が居住していた区の国民年金被保険者名簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日等から同年 4 月であることが確認でき、その時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際にまとめて納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の母親は、「昭和 58 年に独立した後、息子（申立人）が区役所で国民年金の加入手続を行い、届いた納付書により国民年金保険料を遡ってまとめて納付したことを聞いている。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料に未納は無く、口座振替により保険料を納付している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年3月までの期間及び平成6年6月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月
② 昭和62年1月から同年3月まで
③ 平成6年6月から同年7月まで

私は、国民年金に加入後、しばらくは、国民年金保険料を毎月集金人へ納付しており、その後、口座振替による保険料の納付制度が開始されてからは、自分名義の銀行口座から、口座振替により納付し、時期は不明だが、付加保険料も納付していた。

平成6年*月に60歳になってからも、国民年金に任意加入し、付加保険料も納付していた。

申立期間の国民年金保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、昭和62年7月の国民年金保険料は、申立人が国民年金第3号被保険者であったにもかかわらず納付されていたため、同年10月に還付されているが、制度上、保険料の還付金又は過誤納金がある場合において、還付を受けるべき者につき納付すべきとされている保険料があるときは、還付に代えて、先に経過した月の保険料から順次充当することとされており、当該期間について、1か月分は充当することが可能であったにもかかわらず、充当されず還付されていることから、当該還付が行われた時点において、当該還付金を充当すべき期間は存在しなかったと考えられる上、申立人は当該期間の前後の期間の

保険料を、付加保険料を含めて納付している。

また、申立期間③について、申立人は、60歳以降も国民年金に任意加入することを早くから決めていたと述べており、60歳となった平成6年*月以後も、国民年金に任意加入し、併せて付加保険料を納付する者となる旨の申出を行っており、国民年金に対する関心及び国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる。このような申立人が、当該期間の前後の期間の保険料を付加保険料を含めて納付していながら、任意加入直後の2か月と短期間である当該期間の保険料及び付加保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①について、当該期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失している期間であることから、平成6年7月20日に、申立人の国民年金の被保険者種別が第3号被保険者から第1号被保険者へと変更されていることが、オンライン記録において確認できる。このため、申立人は、当該期間当時は、国民年金保険料の納付を要しない第3号被保険者とされていたと考えられ、被保険者種別の変更が行われた同年同月の時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年3月までの期間及び平成6年6月から同年7月までの期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月及び同年3月

私は、昭和53年1月末に会社を退職した後に、いつ頃か分からないが、区役所支所で国民年金の加入手続を行った。その際、区役所支所の窓口で、納付書を発行されたので、金融機関で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年1月末に会社を退職した後に、いつ頃か分からないが、区役所支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年7月頃に行われたものと推認でき、その時点では、申立期間は、保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、区役所支所の窓口で、納付書を発行されたので、金融機関で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立期間直後の昭和53年4月から申立人が厚生年金保険に加入する前月の56年5月までの保険料は、全て現年度納付されていること、及び申立期間後の国民年金加入期間中に保険料の未納は無いことを考え併せると、申立人が、2か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から55年3月まで

私は、結婚後、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を口座振替で納付していた夫の保険料と一緒に、私の保険料を夫の金融機関の口座から振り替えて納付するようにした。

申立期間の国民年金保険料も口座振替されていたと思うが、口座振替されなかったとすれば、納付書で納付していたはずである。

一緒に国民年金保険料を納付していた夫の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年11月に結婚し、その後の国民年金保険料については、既に国民年金に加入し、保険料を口座振替により納付していたその夫の保険料と一緒に、夫の口座から振り替えて納付するようにしたと述べているが、申立人が結婚後に居住したとする市では、既に53年4月から口座振替による保険料の納付が可能であるなど、申立人の主張に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、昭和49年7月に国民年金の加入手続を行った後、複数の市に居住しているが、その都度、住所変更などの国民年金の諸手続を適切に行っている様子が見えことから、国民年金保険料を口座振替で納付する旨の手続も、結婚後、間を空けずに行ったと考えられることに加え、申立人の特殊台帳には、昭和54年度について過年度納付書が発行された記載が無いことを踏まえると、申立人が、申立期間の前後の期間の保険料を納付しながら、1回、かつ僅か4か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかつた

ったとは考え難い上、申立人は当該期間を除き保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 6994

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成19年9月3日であると認められることから、申立期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間については、申立人の資格取得時標準報酬月額が20万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月3日から20年2月1日まで

私は、平成19年9月3日からA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、20年2月1日に資格取得となっており、その前の記録が無い。

当時の給与明細書を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人が平成19年9月3日からA社に勤務し、申立期間において、標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

また、上記の給与明細書から、申立人の申立期間における1日の勤務時間は8時間であったことが確認できる上、申立期間とその後の厚生年金保険の被保険者となっている期間の給与明細書に記載されている出勤日数及び給与額はほぼ同一であり、申立人は、「雇用形態や勤務内容に変更はなかった。」と述べている。

さらに、A社の親会社の後継会社であるB社は、「当社に残っている資料から、申立人については、平成19年9月の入社当初から厚生年金保険の資格取得の準備をしていたこと、及びその準備を中止したことが確認できる。申立人は、当初より被保険者とすべき者であったが、申立期

間が被保険者となっていないのは、申立人が希望したためだと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険被保険者としての資格を有していたと判断されることから、申立人の資格取得日は、平成19年9月3日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額を、20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人は、平成19年9月3日から20年2月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記の各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立人の申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和63年2月、同年3月、同年5月から同年7月までの期間、同年9月から平成2年7月までの期間、6年4月から同年6月までの期間及び同年10月の標準報酬月額については、別紙の標準報酬月額（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和63年2月1日から平成2年8月1日まで
② 平成6年4月1日から同年7月1日まで
③ 平成6年10月1日から同年12月1日まで
④ 平成10年9月1日から11年9月24日まで
⑤ 平成11年9月24日から12年3月25日まで
⑥ 平成12年3月25日から13年3月1日まで

私は、昭和63年2月から平成13年2月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は、同社、B社、C社、D社、E社及びF社で確認できる。そのうち、A社における一部の期間、D社、E社及びF社の標準報酬月額が日本年金機構から送られてきた額と異なるため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定

することとなる。

したがって、申立期間①のうち、給与明細書がある昭和 63 年 2 月、同年 3 月、同年 5 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月から平成 2 年 7 月までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する A 社の給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、別紙の標準報酬月額（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、昭和 63 年 4 月及び同年 8 月について、申立人は、給与明細書を所持しておらず、A 社の事業主も、申立人に係る記録は無いと回答しており、申立人の当該月に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間①のうち、昭和 63 年 4 月及び同年 8 月について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立期間①のうち、昭和 63 年 4 月及び同年 8 月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の申立期間①のうち、昭和 63 年 2 月、同年 3 月、同年 5 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月から平成 2 年 7 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの保険料を納付していないと回答しており、A 社の事業主から委託を受けた社会保険労務士事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書においても、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額の届出を行っていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、申立人が所持する A 社発行の給与証明書及び同社発行の平成 6 年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は当該期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は平成 6 年の家計簿に貼付されていたとして、12 月から 11 月までの事業所名の記載が無い給与明細書及び夏季・冬期賞与明細書を提出しているところ、当該給与明細書及び賞与明細書に記載された各月の給与支給額と賞与支給額の合計金額並びに社会保険料の合計金額は、上記源泉徴収票の支払金額欄の金額及び社会保険料の控除額欄の金額と一致することから、当該給与明細書は、A 社が 5 年 12 月から 6 年 11 月の給与明細書として発行したものであると認められる。

したがって、申立期間②及び申立期間③のうち、同年 10 月の標準報酬月額については、申立人が所持する上記の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、別紙の標準報酬月額（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

一方、申立期間③のうち、平成 6 年 11 月の標準報酬月額については、上記明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（26 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの保険料を納付していないと回答しており、A社の事業主から委託を受けた社会保険労務士事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書においても、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額の届出を行っていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④から⑥までについて、申立人が所持している給与明細書（平成 10 年 9 月から 13 年 1 月まで）に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、それぞれの期間における D 社、E 社又は F 社に係る標準報酬月額の記録をおおむね上回っていることが確認できる。

しかし、上記の給与明細書には、平成 10 年 9 月から 11 年 10 月までを除き、事業所名が記載されておらず、10 年 9 月から同年 11 月までについては D 社ではなく B 社、同年 12 月から 11 年 8 月までについても D 社ではなく A 社の事業所名が記載されており、同年 9 月及び同年 10 月については E 社ではなく A 社と記載されている。

また、申立人は、申立てに係る D 社、E 社及び F 社における雇用保険の被保険者記録も無く、当該期間は B 社において雇用保険に加入していることが確認できる。

さらに、A 社及びグループ会社である B 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成 10 年 8 月 28 日にいずれかの事業所において被保険者資格を喪失しているほぼ全ての同僚に照会したところ、同年 8 月 28 日以降の社会保険に係る取扱いについて、複数の同僚が、「自ら国民年金への加入手続を行うか、又は事業主負担分も合わせた厚生年金保険料を自ら負担し、別事業所で厚生年金保険へ加入するかの選択になる旨の説明があった。」との証言があった。

加えて、D 社からは回答が得られず不明であるが、A 社は、「申立人は

当社の従業員であり、D社には勤務していなかった。同社と当社は資本関係も取引関係も無い別会社であり、申立人を含めて一部の従業員については、D社において厚生年金保険の被保険者記録があるが、当社が適用事業所となっていなかったため、低い等級で会社負担の無い厚生年金保険料全額本人負担の条件で依頼して加入させてもらっていただけである。」と回答しており、また、E社及びF社は、「申立人は、当社の従業員ではなく、使用関係は無かった。」と回答しており、これらのことから、申立人は、D社、E社及びF社との間に使用関係は無く、これらの事業所においては被保険者とならない者であったと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④から⑥までについて、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

なお、A社の事業主は、社会保険に係る取扱いについて、「社内報を掲示して、従業員に対して国民年金に加入するか、保険料を全額自己負担して別事業所において厚生年金保険に加入するかを選択するように通知した。申立人は、保険料を全額自己負担し、別事業所で厚生年金保険へ加入する旨承知していた。」と述べている。

また、申立人は、「事業所が一部の従業員に対して国民年金へ加入するように説明をしたことは知っているが、自らはこれまでと変わらず厚生年金保険に加入できることとなっており、事業主負担分も合わせた厚生年金保険料を負担することは承知していない。」と主張しているが、A社における事業主から従業員に対する厚生年金保険の取扱いの変更について、同社の事業主は、「社内報を掲示した。」としており、同僚からも事業主と同様の証言もあり、申立人自らが上記の内容が記載されている社内報の写しを保管していたことから判断すると、申立人は保険料が全額自己負担であったことを承知していたものと考えられるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に係る法律（平成19年法律第131号）第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

別添

標準報酬月額一覧表

期間	標準報酬月額
昭和 63 年 2 月	30 万円
昭和 63 年 3 月	32 万円
昭和 63 年 5 月から同年 7 月まで	32 万円
昭和 63 年 9 月	32 万円
昭和 63 年 10 月及び同年 11 月	34 万円
昭和 63 年 12 月	38 万円
平成元年 1 月	32 万円
平成元年 2 月	36 万円
平成元年 3 月	38 万円
平成元年 4 月	36 万円
平成元年 5 月	47 万円
平成元年 6 月	44 万円
平成元年 7 月及び同年 8 月	38 万円
平成元年 9 月	36 万円
平成元年 10 月	38 万円
平成元年 11 月	36 万円
平成元年 12 月及び 2 年 1 月	41 万円
平成 2 年 2 月	44 万円
平成 2 年 3 月	47 万円
平成 2 年 4 月及び同年 5 月	44 万円
平成 2 年 6 月及び同年 7 月	30 万円
平成 6 年 4 月から同年 6 月まで	41 万円
平成 6 年 10 月	30 万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年5月7日から36年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月1日から34年3月1日まで
② 昭和34年5月17日から同年8月1日まで
③ 昭和35年5月7日から36年8月1日まで

私は、昭和32年頃に、弟の紹介でA社に入社した。その後、34年7月末に退社するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が、同年3月1日から同年5月17日までの期間しかないのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

また、A社を一旦辞めた後、同社に再入社し、昭和36年7月末まで勤務していたはずだが、再入社後の厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日が35年5月7日になっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人がA社を退職した後に勤務したB社が保管する履歴書（以下「履歴書」という。）には、申立人が昭和36年7月までA社に勤務した旨の記載がある。

また、昭和36年1月5日から44年6月28日までの期間においてA社における被保険者記録のある同僚は、「申立人と一緒に働いていたことを覚えている。」と供述しており、これらのことから、申立人が申立期間③

に同社に勤務していたことが認められる。

さらに、昭和 36 年 3 月 1 日から 38 年 7 月 31 日までの期間において A 社における被保険者記録のある同僚は、「申立人は私と勤務形態や業務内容に違いは無かった。申立人も厚生年金保険に加入していたはずだ。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 35 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に解散しており、事業主も亡くなっているため照会することはできないが、当該期間において行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び申立てどおりの資格喪失届など、いずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主は、昭和 35 年 5 月 7 日を申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月から 36 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、履歴書の記載及び同僚の証言から、申立人が当該期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は昭和 34 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当時の A 社の取締役は、「当時、A 社は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかった。」と述べている上、申立人を同社に紹介した弟の厚生年金保険の資格取得日は、同社が適用事業所となった昭和 34 年 3 月 1 日であることが確認できる。

さらに、A 社が適用事業所となった昭和 34 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚に照会を行ったが、同社が適用事業所となる前の期間に保険料を事業主により給与から控除されていたとする証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和 34 年 7 月末まで、A 社に勤務し

ていたと主張している。

しかし、当該期間に被保険者であった同僚7名に聴取したところ、申立人が当該期間に勤務していたことを証言する者はいない。

また、A社の事業主は既に死亡しており、当該期間における保険料控除について聴取することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和32年4月15日から同年8月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和32年4月から同年7月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和52年10月1日から同年10月14日までの期間について、申立人のC社（現在は、B社）D支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年10月14日と認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和32年4月15日から同年8月1日まで
② 昭和52年10月1日から同年10月14日まで

私は、昭和32年4月15日から33年5月27日まで、A社に継続して勤務していたが、勤務していた期間のうち、申立期間①、及び同社がC社と名称変更し、同社D支店から同社本社に転勤となった申立期間②が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険加入記録及びB社が提出した従業員名簿から、申立人が当該期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「勤務した期間と厚生年金保険の被保険者記録は

一致している。」と証言しており、B社が提出した従業員名簿によると、当該複数の同僚の入社日と厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は、おおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、C社D支店に係る事業所別被保険者名簿の申立人の資格喪失年月日欄に昭和52年10月14日と記載されていることが確認できることから、申立人の同社D支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、同日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年10月1日から3年10月1日まで
昭和41年4月1日から平成16年1月21日までの期間、A社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が極端に低くなっている。実際は報酬月額が下がったことは無い。納得いかないので調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は8万円と記録されている。

しかし、B企業年金基金が保管している厚生年金基金加入員記録によれば、申立人の厚生年金基金における申立期間に係る標準給与額は53万円であることが確認できる上、厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない。

また、事業主及びB企業年金基金は、「社会保険事務所と基金への届出書類は複写式であったと思われる。」と回答している。

さらに、申立人の給与振込先である金融機関が提出した預金口座の取引履歴から、申立期間とその前後の期間の振込額が、ほぼ同額であることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人と同時期に入社した同僚7名の申立期間における標準報酬月額は、その前後の期間におけるそれぞれの標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額53万円であったと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 5 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月頃から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 5 日から 42 年 4 月頃まで

私は、B 校に通学しながら、A 社に昭和 37 年 1 月頃から少なくとも同年 4 月末まで勤務していた。

また、C 社には、昭和 39 年 4 月 5 日から同社が倒産した 42 年 4 月頃まで勤務していた。

ところが、厚生年金保険の記録によると、A 社及び C 社に勤務した期間が被保険者期間となっていない。仕事はどちらも D 職であった。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 37 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、複数の同僚の供述から、申立人が A 社に勤務していたことが認められる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和 37 年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 5 月 1 日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格

を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和37年1月頃から同年4月1日までの期間については、複数の同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことが認められるものの、オンライン記録によると、同社は同年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年4月1日に被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したものの、同日より前の期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない。

申立期間②について、複数の同僚に照会したものの、申立人がC社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることができなかった。

また、オンライン記録によると、C社は昭和40年5月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に資格喪失している同僚は、「C社は、昭和40年5月頃に実質的に倒産し、それ以降は給与の支給は無く、当然、厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、C社の当時の事業主は連絡先が不明であり、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号も欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間①のうち、昭和37年1月頃から同年4月1日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和37年1月頃から同年4月1日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和37年1月頃から同年4月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を7万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から46年7月1日まで

私は、昭和40年10月1日から平成7年10月30日までの期間に、A社に勤務していた。B職に携わっていたため海外勤務が多かったが、当時は右肩上がりの給与支給額が当たり前であり、申立期間だけ大幅に支給額が減ることは考えられない。

申立期間の標準報酬月額が社員名簿の給与額欄で確認できる給与額と大幅に異なっているが、申立期間直前の昭和45年5月から同年10月まではC国に出張していた時期である。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録では3万円と記録されているところ、A社が保管する社員名簿の給与額欄には、昭和45年4月1日から46年3月31日までの固定給は、7万2,200円である旨の記載があることが確認できる。

また、A社は「社員名簿の給与額欄は最低の固定給であり、海外出張時は、通勤手当は無いが、国内勤務時は固定給に通勤手当が上乗せ支給される。いずれにせよ、当該固定給より低額の標準報酬月額は考えられず、それに見合う厚生年金保険料を控除していたはずである。」と回答している

ところ、ほかの同僚の申立期間における標準報酬月額、社員名簿に記載されている給与額に見合う標準報酬月額となっていることが確認できる。

さらに、申立人と同じ職種であり、申立期間直前の昭和 45 年 5 月から同年 10 月まで申立人と一緒に海外勤務していたとする 4 名の同僚の申立期間における標準報酬月額は、前年の 44 年 10 月の定時決定の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

加えて、上記同僚のうち、3 名の同僚は、「申立人とは申立期間直前も海外の現場で同じ業務に従事していたのに、申立人だけが減額されているのはおかしい。」と供述している

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額（7 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成10年10月及び同年11月は41万円、同年12月は38万円、11年2月及び同年3月は41万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月から同年9月までは41万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は36万円、12年1月から同年3月までは38万円、同年4月から同年6月までは36万円、同年7月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から12年8月1日まで
ねんきん定期便の記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた平成10年10月から12年7月までの厚生年金保険料の納付額の記録と給与明細書に記載されている保険料控除額が相違している。保険料控除額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成10年10月及び同年11月は41万円、同年12月は38万円、11年2月及び同年3月は41万円、同

年4月及び同年5月は38万円、同年6月から同年9月までは41万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は36万円、12年1月から同年3月までは38万円、同年4月から同年6月までは36万円、同年7月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は当時の資料が無く不明としているが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年1月は、オンライン記録による標準報酬月額は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額より低額であるものの、給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に、資格喪失日に係る記録を39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38年4月から同年9月までは1万円、同年10月から39年6月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から39年7月1日まで

私は、昭和38年4月1日から39年6月30日までの期間において、A社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。友人は私の紹介で同社に入社し、同社に勤務していた期間が、厚生年金保険の被保険者記録となっている。私も友人と同じ職種として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚は、「申立人は正社員としてA社に勤務しており、申立人に誘われて同社に入社し、申立人と同種の仕事をしていた。」、「申立人は私より半年ぐらい前に退職した。」と述べているところ、当該同僚は昭和38年6月5日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、40年2月16日に同資格を喪失しており、申立人が主張する勤務期間とおおむね一致していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社に勤務し、同じ業務に従事していたとされ

る複数の同僚には、同社における厚生年金保険の記録が存在する上、当該同僚は、入社と同時に被保険者資格を取得している旨証言している。

さらに、A社の経理担当者だった同僚は、申立人は正社員であり、正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢、同種の業務内容である同僚のA社における申立期間の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和38年4月から同年9月までは1万円、同年10月から39年6月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号に欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年4月から39年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B工場）における資格取得日に係る記録を昭和42年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月21日から同年10月12日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていない。私は、昭和42年4月1日に同社に入社した。申立期間は、私が同社本社から同社B工場に転勤となった頃である。45年9月に退職するまで、同社で継続して勤務していた。調査をして、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した者18名に対する文書照会結果において、5名の元社員が、「申立人を知っている。申立人は、申立期間当時、同社に継続して勤務していた。」と述べている上、このうち、複数の元社員は、「申立人は、本社からB工場に転勤し、その後、再び本社に転勤した。」と述べていることから、申立人がA社に継続して勤務し（同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の元社員のうち1名は、「申立人が本社からB工場に異動したのは、昭和42年9月であったと記憶している。」と述べていること、及び申立期間前後の期間に、A社本社から同社B工場

に異動した者に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪日が各月の 21 日になっている状況から判断すると、同年 9 月 21 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 工場における昭和 42 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和47年12月31日から48年2月27日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年2月27日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月31日から48年2月27日まで
② 昭和58年5月頃から61年8月1日まで
③ 平成8年11月1日から10年3月17日まで

私は、昭和48年2月にA社が倒産するまで同社に勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が47年12月31日となっているので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

私は、昭和57年12月にB社を設立し、翌月には厚生年金保険の適用事業所となる手続きを行ったはずだが、同社の適用年月日が61年8月1日となっている。私は、前職の健康保険の任意継続被保険者でなくなった58年5月頃から同社の厚生年金保険被保険者となったはずであるが、自身の厚生年金保険の被保険者記録も61年8月1日からとなっているので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

私が代表取締役を務めていたB社の経営が立ち行かなくなり、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）から役員全員の標準報酬月額を平成8年11月から10年2月まで20万円に訂正する旨の届出書を提出するよう指導を受け、取締役会で了承を得た上で社会保険事務所へ当該届出を提出したが、事業主としてこの一連の行為が社会通念上許されるのであれば、申立期間③の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和47年12月31日となっているが、複数の同僚は、「A社は48年2月末頃に倒産した。会社が倒産するまで、人員削減されることなく、申立人を含め従業員は継続して勤務していた。」と述べていることから申立人が当該期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の資格喪失日は、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の昭和48年2月27日とされていたが、47年12月31日に訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に喪失日の訂正が行われた者が30人いることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人と同様の記録となっている同僚は、会社が倒産した際、すぐに国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったと述べているところ、当該同僚の国民年金被保険者台帳により、昭和48年2月21日に強制被保険者として資格取得し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が当初届け出た、昭和48年2月27日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額は、申立人の当該喪失処理前の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、8万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、B社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、昭和57年12月8日から平成13年6月19日までの期間において、代表取締役であることが確認できる。

しかし、B社は、昭和61年8月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、当該期間において、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、昭和56年7月21日から59年7月1日までの期間において、厚生年金保険第4種被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、B社が適用事業所となった昭和61年8月1日に整理番号*番として資格取得しており、不自然な点は見当たらず、同年8月1日より前の当該事業所に係る厚生年金保険の記録は確認できない上、申立人は、事業主として保険料控除についての記憶は曖昧である。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主として給与から控除していたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人が代表取締役を務めていたB社は、オンライン記録によると、平成10年3月17日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は同年3月12日付けで8年11月から10年2月までに遡って59万円から20万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人によると、当時、保険料を滞納していたため、社会保険事務所から、申立人を含む取締役5人の標準報酬月額を平成8年11月から10年2月まで59万円から20万円に訂正する旨の届出書を提出するよう指導を受けたと供述している。また、申立人は、当該届出を提出することに関し、取締役会で了承を得た上で社会保険事務所で行ったと供述しており、オンライン記録において、閉鎖登記簿謄本で当時取締役であったことが確認できる者の標準報酬月額が、同様に訂正されている。

これらのことから、申立人は、当該標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、B社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正処理に関与しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月1日から15年12月1日までの期間、16年1月1日から同年4月1日までの期間、同年6月1日から同年10月1日までの期間、17年1月1日から20年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年9月1日から同年11月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の28万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成15年8月1日、同年12月1日、16年8月1日、同年12月1日、17年8月1日、同年12月1日、19年8月3日、同年12月20日及び20年7月24日に係る標準賞与額の記録については、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月1日から20年11月1日まで
② 平成15年8月1日

- ③ 平成 15 年 12 月 1 日
- ④ 平成 16 年 8 月 1 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 1 日
- ⑥ 平成 17 年 8 月 1 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 1 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 21 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑩ 平成 19 年 8 月 3 日
- ⑪ 平成 19 年 12 月 20 日
- ⑫ 平成 20 年 7 月 24 日

私は、平成 3 年 6 月 1 日から現在まで A 社で B 業務を行っている。ねんきん定期便で確認したところ、標準報酬月額が給料明細書の給与支給額と比較して低額になっていた。しかし、所持している給料明細書に記載されている厚生年金保険料は、給与支給額を基にして算出され控除されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、賞与からも厚生年金保険料が控除されているが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査して賞与に係る記録を認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 5 年 1 月 1 日から 8 年 1 月 1 日までの期間、9 年 1 月 1 日から 13 年 1 月 1 日までの期間、15 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、16 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、17 年 1 月 1 日から 20 年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された源泉徴収票、給料明細書及び A 社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳のいずれかにおいて確認できる報酬月額又は保険料控除額から、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成 8 年 1 月 1 日から 9 年 1 月 1 日までの期間及び 13 年 1 月 1 日から 15 年 1 月 1 日までの期間については、源泉徴収票及び給料明細書は無く、A 社においても源泉徴収簿兼賃金台帳が保管さ

れていない。

しかしながら、当該期間の前後の期間については、上述のとおり、源泉徴収票、給料明細書及びA社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳のいずれかから、オンライン記録における標準報酬月額を超える保険料の控除が確認できる上、同僚から提出された当該期間に係る給料明細書の厚生年金保険料の控除状況を確認したところ、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を著しく上回っていることが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された平成7年、9年、12年及び15年分の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料額から、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②から⑦まで及び申立期間⑩から⑫までの標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額又は保険料控除額から、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、給料明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が、申立期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、また、賞与については、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与の記録がある者が存在しないことから、事業主が当該賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成3年6月から4年12月までの標準報酬月額については、申立人が提出した源泉徴収票及び給料明細書の社会保険料等の金額欄に記載された額が、オンライン記録における標準報酬月額から計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ一致することから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち、平成15年12月、16年4月、同年5月、同年10月から同年12月までの期間及び20年4月に係る標準報酬月額については、給料明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年

金保険料額に見合う標準報酬月額、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、給料明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間⑧及び⑨に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、当該期間について、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを認めることはできない。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成5年1月から同年9月まで	28万円
平成5年10月から6年9月まで	30万円
平成6年10月から9年9月まで	28万円
平成9年10月から10年9月まで	30万円
平成10年10月から11年9月まで	34万円
平成11年10月から12年9月まで	32万円
平成12年10月から15年3月まで	30万円
平成15年4月	24万円
平成15年5月から同年7月まで	38万円
平成15年8月	26万円
平成15年9月	34万円
平成15年10月	30万円
平成15年11月	28万円
平成16年1月及び同年2月	32万円
平成16年3月	36万円
平成16年6月	28万円
平成16年7月	34万円
平成16年8月及び同年9月	30万円
平成17年1月から同年9月まで	30万円
平成17年10月及び同年11月	34万円
平成17年12月	30万円
平成18年1月及び同年2月	32万円
平成18年3月	34万円
平成18年4月	26万円
平成18年5月	30万円
平成18年6月及び同年7月	34万円
平成18年8月	30万円
平成18年9月から19年3月まで	32万円
平成19年4月及び同年5月	28万円
平成19年6月	32万円
平成19年7月及び同年8月	30万円
平成19年9月から同年12月まで	32万円
平成20年1月	30万円
平成20年2月及び同年3月	32万円

平成 20 年 5 月から同年 7 月まで	32 万円
平成 20 年 8 月	28 万円
平成 20 年 9 月	32 万円
平成 20 年 10 月	30 万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成 15 年 8 月 1 日	8,000 円
平成 15 年 12 月 1 日	8,000 円
平成 16 年 8 月 1 日	10 万 6,000 円
平成 16 年 12 月 1 日	5 万 4,000 円
平成 17 年 8 月 1 日	11 万円
平成 17 年 12 月 1 日	11 万 5,000 円
平成 19 年 8 月 3 日	15 万円
平成 19 年 12 月 20 日	13 万円
平成 20 年 7 月 24 日	11 万 5,000 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月14日

ねんきん定期便で、私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、平成16年7月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与の届出を失念し、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行ったため、当該賞与に係る厚生年金保険料については納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年1月16日から21年1月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成20年7月10日及び同年12月10日の賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における同年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に係る記録を25万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年1月16日から21年1月16日まで
② 平成20年7月10日
③ 平成20年12月10日

私は、平成21年1月15日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、20年1月16日に資格喪失となっており、それ以降の記録が無い。しかし、当時の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間①を被保険者期間として認めてほしい。

また、平成20年7月10日及び同年12月10日に賞与を受け取っており、賞与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されている。しかし、厚生年金保険の記録ではこれらの賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書及びA社が提出した月別給料一覧表によると、当該期間について、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の月別給料一覧表から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、上記の月別給料一覧表によると、申立人は、平成20年7月10日及び同年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記の月別給料一覧表から、いずれも25万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録において、当初、申立期間②及び③の標準賞与額について記録されていたにもかかわらず、資格喪失の処理が行われた平成21年1月28日付けで、遡って当該記録の取消処理がなされていることが確認できることから、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出したため、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年10月1日から20年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成19年8月3日、同年12月20日及び20年7月24日に係る標準賞与額については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年9月1日から21年5月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の24万円とされているが、申立人は、20年9月1日から同年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び同年11月1日から21年5月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）及び厚生年金保険法に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成19年10月から20年3月までの期間、同年5月から同年7月までの期間、同年9月及び同年10月の上記訂正後の標準報酬月額並びに19年8月3日、同年12月20日及び20年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成20年12月24日に係る標準賞与額については、1万円の賞与が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 1 月 15 日から 21 年 5 月 1 日まで
② 平成 19 年 8 月 3 日
③ 平成 19 年 12 月 20 日
④ 平成 20 年 7 月 24 日
⑤ 平成 20 年 12 月 24 日

私が勤務しているA社における平成19年1月から21年4月までの厚生年金保険の記録をねんきん定期便で確認したところ、標準報酬月額が給料明細書の給与支給額と比較して著しく低額である上、保険料控除額は標準報酬月額により計算される額を大きく上回る金額であった。

また、平成19年8月以降の賞与からも厚生年金保険料が控除されているが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正し、賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているところ、申立期間①のうち、平成19年1月15日から20年11月1日までの期間に係る標準報酬月額及び申立期間②から④までに係る標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間①のうち、同年11月1日から21年5月1日までの期間に係る標準報酬月額及び申立期間⑤に係る標準賞与額については、本件申立日において、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①のうち、平成19年1月15日から20年11月1日までの期間

及び申立期間②から④までについて、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成19年10月1日から20年4月1日までの期間、同年5月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額及び申立期間②から④までの標準賞与額については、申立人から提出された給料明細書、賞与明細書及びA社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額（賞与額）又は保険料控除額から、別添の〈認められる標準報酬月額〉及び〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成19年1月15日から同年10月1日までの期間について、上記源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、事業主により給与から控除された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが確認でき、また、20年4月及び同年8月については、事業主により給与から控除された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、上記源泉徴収簿兼賃金台帳の報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より低額であることが確認できることから、厚生年金保険特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る平成19年10月から20年3月まで、同年5月から同年7月まで、同年9月及び同年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、給料明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が、申立期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、また、申立期間②から④までの賞与については、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与の記録がある者が存在しないことから、事業主は当該賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、平成 20 年 11 月 1 日から 21 年 5 月 1 日までの期間について、事業主から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳によると、標準報酬月額決定の基礎となる 20 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 28 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑤に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳により、当該期間に係る標準賞与額 1 万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成19年10月から20年3月まで	28万円
平成20年5月	26万円
平成20年6月	28万円
平成20年7月	26万円
平成20年9月	28万円
平成20年10月	26万円
平成20年11月から21年4月まで	28万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成19年8月3日	8万円
平成19年12月20日	10万円
平成20年7月24日	7万円
平成20年12月24日	1万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年1月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

申立期間の標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成4年10月から13年6月までの期間、同年10月から14年5月までの期間及び同年9月から同年12月までの期間は44万円に、15年1月から同年12月までの期間は41万円に、17年1月から同年12月までの期間及び18年3月から20年8月までの期間は44万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年9月1日から21年2月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の36万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成19年8月3日、同年12月20日及び20年7月24日に係る標準賞与額については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月から13年6月までの期間、同年10月から14年5月までの期間、同年9月から同年12月までの期間、15年1月から同年12月までの期間、17年1月から同年12月までの期間及び18年3月から21年1月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額並びに19年8月3日、同年12月20日及び20年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 4 年 1 月 1 日から 21 年 2 月 1 日まで
② 平成 15 年 8 月 1 日
③ 平成 15 年 12 月 1 日
④ 平成 16 年 8 月 1 日
⑤ 平成 16 年 12 月 1 日
⑥ 平成 17 年 8 月 1 日
⑦ 平成 17 年 12 月 1 日
⑧ 平成 18 年 7 月 21 日
⑨ 平成 18 年 12 月 15 日
⑩ 平成 19 年 8 月 3 日
⑪ 平成 19 年 12 月 20 日
⑫ 平成 20 年 7 月 24 日
⑬ 平成 20 年 12 月 24 日

私は、A社の創業時から現在までB業務を行っている。ねんきん定期便で確認したところ、平成 4 年 1 月から標準報酬月額が給与支給額より低い記録になっていた。しかし、創業時の取決めにより給与は定額となっており、病気により休業していた期間が何回かあるが、所持している給料明細書の厚生年金保険料は、給与支給額を基にして算出され控除されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、賞与からも厚生年金保険料が控除されているが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査して賞与の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成 4 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、当該期間のうち平成 4 年 1 月から同年 5 月までは 44 万円と記録されていたところ、同年 6 月 25 日付けで遡って 36 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「平成 4 年頃に、厚生年金保険料を滞納していたので、社会保険事務所に相談したところ、標準報酬月額を遡って引下げすることを助言され、そのとおりに行った。」と回答しており、事業主を含む 9 人の標準報酬月額が、申立人と同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、会社設立時から現在まで取締役であることが確認できるが、複数の同僚から、申立人は実態的には一般従業員と同様にB業務に従事しており、経営及び社会保険事務については関与していなかったとの証言が得られていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成4年6月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成4年1月から同年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成4年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は36万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立人は標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成4年10月1日から13年7月1日までの期間及び同年10月1日から14年1月1日までの期間について、申立人は、A社の創業時（平成元年9月29日）の取決めにより給与は定額で、ほぼ変動が無かったと主張しており、同僚からも同様の証言が得られている上、当該同僚の所持している当該期間の給料明細書を検証したところ、事業主により給与から支給額に見合う保険料の控除が行われていることが確認できるが、当該控除保険料から算出される標準報酬月額は、上記遡及訂正前の標準報酬月額と一致しており、申立人についても、当該期間において遡及訂正前の標準報酬月額（44万円）に相当する保険料を、事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

申立期間①のうち、平成14年1月1日から同年6月1日までの期間、

同年9月1日から15年1月1日までの期間及び17年1月1日から18年1月1日までの期間について、申立人が提出した源泉徴収票及び課税証明書から、また、同年3月1日から21年2月1日までの期間については、申立人が所持している給料明細書、源泉徴収票及び課税証明書から、44万円の標準報酬月額に相当する保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成15年1月1日から16年1月1日までの期間について、申立人が提出した源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額から算定される標準報酬月額は44万円とみられるが、当該源泉徴収票の支払金額欄に記載された額から算定される報酬月額に見合う標準報酬月額は41万円であることから判断すると、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑩から⑫までに係る標準賞与額について、申立人の所持する賞与明細書から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、給料明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が、申立期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、また、申立期間⑩から⑫までの賞与については、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与の記録がある者が存在しないことから、事業主は当該賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①のうち、平成13年7月1日から同年10月1日までの期間、14年6月1日から同年9月1日までの期間、16年1月1日から17年1月1日までの期間及び18年1月1日から同年3月1日までの期間については、当該期間の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額は、44万円の標準報酬月額から計算した健康保険、介護保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ一致している。

しかし、申立人は、病气療養のため休業していたと述べているところ、

i) 当該期間に係る源泉徴収票の支払金額欄に記載された額は、ほかの年度と比較して著しく低額であること、ii) 申立人提出の預金取引明細表の当該期間に対応する給与振込額がほかの月と比較して著しく低額であることが確認できることから、申立人の当該期間における報酬月額は、オンライン記録と一致又は低額であると認められることから、当該期間については厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②から⑨まで及び⑬に係る標準賞与額については、申立人は、前述のとおり当該期間の前後に病気療養のため長期休業を繰り返していると述べている上、当該期間に係る賞与明細書を所持しておらず、当該期間に係る源泉徴収票及び課税証明書上に記載された給与支払額及び社会保険料控除額を検証しても、当該賞与に係る保険料控除について確認することができないことから、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、A社に勤務している間の平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録には記載されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成16年12月10日の賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(25万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与については、賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成2年10月から3年5月までの標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年6月23日まで

A社における厚生年金保険の被保険者記録では、標準報酬月額が20万円となっているが、給料支払明細書では24万円相当の保険料が控除されていることから、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、24万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する24万円と記録していたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年6月30日）より後の同年9月12日付けで、遡及して20万円に引き下げられている。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、24万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月1日から20年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、別添<認められる標準報酬月額>に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成20年9月1日から21年3月1日までの期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の30万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、別添<認められる標準報酬月額>に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成15年8月1日、同年12月1日、16年8月1日、同年12月1日、17年8月1日、同年12月1日、19年8月3日、同年12月20日及び20年7月24日に係る標準賞与額の記録については、別添の<認められる標準賞与額>に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成21年8月1日に係る標準賞与額（7万円）に相当する賞与が事業主により支払われていることが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を7万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成5年1月1日から21年3月1日まで
② 平成15年8月1日
③ 平成15年12月1日
④ 平成16年8月1日
⑤ 平成16年12月1日
⑥ 平成17年8月1日
⑦ 平成17年12月1日
⑧ 平成18年7月21日
⑨ 平成18年12月15日
⑩ 平成19年8月3日
⑪ 平成19年12月20日
⑫ 平成20年7月24日
⑬ 平成20年12月24日
⑭ 平成21年8月1日

私が勤務しているA社に係る標準報酬月額を確認したところ、平成5年1月から21年2月までの記録が、実際に受け取っていた給与の額と異なっており、15年以降の賞与については、支給されているにもかかわらず記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②から⑭までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録の訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②から⑬までの標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑭の標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から⑬までについて、申立人は、標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報

酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成5年1月から6年6月までの期間、同年9月から7年2月までの期間及び同年5月から21年2月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、また、6年7月及び同年8月、7年3月及び同年4月については、その前後の月の給料明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑦まで及び申立期間⑩から⑫までの標準賞与額について、賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、別添〈認められる標準賞与額〉に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、申立人は、当該事業所に係る全ての被保険者期間において標準賞与額のオンライン記録が無い上、複数の同僚においても、賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、申立人同様にオンライン記録が無いことから、事業主は当該賞与支払届を届け出でなかったと考えられ、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑧、⑨及び⑬に係る標準賞与額について、A社から提出された申立人に係る平成18年及び20年分の源泉徴収簿兼賃金台帳に、当該賞与から厚生年金保険料を控除した記録が無いことから、当該期間について、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間⑭に係る標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書により、当該期間に係る標準賞与額が7万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を7万円に訂正することが必要である。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成5年1月から同年9月まで	28万円
平成5年10月から同年12月まで	44万円
平成6年1月及び同年2月	41万円
平成6年3月	44万円
平成6年4月及び同年5月	41万円
平成6年6月及び同年7月	44万円
平成6年8月から7年7月まで	41万円
平成7年8月	36万円
平成7年9月	41万円
平成7年10月	44万円
平成7年11月及び同年12月	38万円
平成8年1月から同年3月まで	44万円
平成8年4月及び同年5月	38万円
平成8年6月	41万円
平成8年7月	47万円
平成8年8月	32万円
平成8年9月	44万円
平成8年10月から9年9月まで	36万円
平成9年10月	44万円
平成9年11月から10年1月まで	41万円
平成10年2月	38万円
平成10年3月	44万円
平成10年4月及び同年5月	36万円
平成10年6月及び同年7月	44万円
平成10年8月	36万円
平成10年9月	44万円
平成10年10月	41万円
平成10年11月	38万円
平成10年12月	41万円
平成11年1月	38万円
平成11年2月	36万円
平成11年3月から同年12月まで	41万円
平成12年1月	38万円

平成12年2月から13年7月まで	41万円
平成13年8月	38万円
平成13年9月及び同年10月	41万円
平成13年11月	38万円
平成13年12月	34万円
平成14年1月から同年3月まで	38万円
平成14年4月	36万円
平成14年5月	41万円
平成14年6月	36万円
平成14年7月	41万円
平成14年8月	34万円
平成14年9月から同年11月まで	38万円
平成14年12月	36万円
平成15年1月から同年3月まで	38万円
平成15年4月	34万円
平成15年5月	36万円
平成15年6月	38万円
平成15年7月	41万円
平成15年8月	34万円
平成15年9月	41万円
平成15年10月	38万円
平成15年11月から16年2月まで	36万円
平成16年3月	44万円
平成16年4月	36万円
平成16年5月	34万円
平成16年6月及び同年7月	38万円
平成16年8月	34万円
平成16年9月から同年11月まで	36万円
平成16年12月	34万円
平成17年1月から同年9月まで	36万円
平成17年10月から18年8月まで	38万円
平成18年9月から同年12月まで	44万円
平成19年1月	41万円
平成19年2月及び同年3月	44万円
平成19年4月	41万円
平成19年5月から同年12月まで	44万円
平成20年1月	41万円

平成 20 年 2 月及び同年 3 月	44 万円
平成 20 年 4 月	38 万円
平成 20 年 5 月	41 万円
平成 20 年 6 月及び同年 7 月	44 万円
平成 20 年 8 月	36 万円
平成 20 年 9 月	44 万円
平成 20 年 10 月及び同年 11 月	41 万円
平成 20 年 12 月	36 万円
平成 21 年 1 月	41 万円
平成 21 年 2 月	36 万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成 15 年 8 月 1 日	1 万円
平成 15 年 12 月 1 日	1 万円
平成 16 年 8 月 1 日	13 万 6,000 円
平成 16 年 12 月 1 日	14 万円
平成 17 年 8 月 1 日	13 万円
平成 17 年 12 月 1 日	14 万円
平成 19 年 8 月 3 日	17 万円
平成 19 年 12 月 20 日	15 万円
平成 20 年 7 月 24 日	11 万 5,000 円

神奈川県厚生年金 事案 7013

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和57年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月31日から57年2月1日まで

私は、昭和53年11月27日にA社に入社し、57年1月31日に退職するまで継続して勤務していたが、年金記録を確認したところ、資格喪失日が56年10月31日と記録されている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、昭和57年1月31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、昭和57年2月1日と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（56年10月31日）より後の57年4月22日付けの処理により、遡って56年10月31日に訂正されていることが確認できるほか、申立人を除く26名についても同様に遡った喪失日の訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年10月31日に遡って被保険者資格を喪失した旨の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当初記録された57年2月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和34年10月から35年7月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を1万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月1日から33年10月1日まで
② 昭和34年8月1日から35年8月1日まで
③ 昭和37年8月1日から38年8月1日まで

私は、昭和31年3月にA社（現在は、B社）にC職として入社した。その後D職を務め54年12月末で退職した。

申立期間①について、当該期間の標準報酬月額がそれより前の月額よりも下がっている。納得できないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、同期入社 of C職のうちの1名の当該期間における標準報酬月額が1万2,000円から1万8,000円に訂正されている。そうであるならば、私の標準報酬月額もその同僚と同じ1万8,000円だったと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

さらに、申立期間③について、当該期間の標準報酬月額が3万3,000円となっているが、昭和37年8月に労働組合が結成され、社員待遇（2級25号俸）となったので、標準報酬月額は最高等級の3万6,000円となったはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和34年10月1日から35年8月1日までの期間について、オンライン記録では、申立人の当該期間における標準報酬月額は、1万4,000円となっているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の当該期間の標準報酬月額は、1万6,000円と

記載されていることが確認できる。

また、同期入社である複数の同僚は、上記被保険者名簿に記載されている標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が一致している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た当該期間の標準報酬月額は、1万6,000円（以下「訂正後標準報酬月額」という。）であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

一方、申立期間①、②のうち昭和34年8月1日から同年10月1日までの期間及び③について、申立人は、A社に31年3月1日に入社したC職の標準報酬月額は、申立期間①から③までにおいて、全員同じ金額であったと主張しているが、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録がある同期入社したC職の標準報酬月額は、それぞれ金額が相違しており、全員が同じ金額ではないことが確認でき、同期入社した同僚と比較して、申立人の当該期間における標準報酬月額が著しく低額であるという事情は見当たらない。

また、申立期間①について、申立人と同期入社したC職10名のうち5名は、申立人と同様に昭和32年10月1日に標準報酬月額が1万4,000円から1万2,000円に下がっている上、残りの5名のうち3名は、当該期間の標準報酬月額は1万4,000円となっているものの、33年10月1日に1万2,000円に下がっている。

さらに、申立期間②について、申立人と同期入社したC職10名のうち1名は、上記の申立人の訂正後標準報酬月額と同様に昭和34年10月1日に標準報酬月額が1万4,000円から1万6,000円に上がっている上、もう1名は、同日に標準報酬月額が1万2,000円から1万4,000円に上がっている。

加えて、申立期間③について、申立人は、昭和37年8月に労働組合が結成されたことによりC職も社員待遇となったので、同期入社した同職の標準報酬月額は、全員最高等級の3万6,000円だったはずであると主張しているが、申立人と同期入社した同職10名のうち2名は、申立期間③における標準報酬月額が申立人と同じ3万3,000円である上、残り8名のうち6名は申立人よりも低い標準報酬月額となっている。

また、B社は、「申立人に関しては、人事原票しか保管されていないため、申立期間①から③までにおける標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除額については不明である。」と回答している。

さらに、E健康保険組合は、「A社における申立人の被保険者の加入記録及び標準報酬月額については、記録が保管されていないため、不明である。」と回答している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②のうち昭和 34 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和49年3月にA社の関連会社のB社に入社し、C社のオープン（同年11月）に向けて、8か月ぐらいは準備室で勤務していた。同社のオープン以降は、D職として51年4月まで勤務していた。それにもかかわらず、申立期間の年金記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、複数の元同僚の証言、元同僚から提出された給与明細書及び元同僚の在職証明書から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年3月1日に、A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管していた申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、資格喪失年月日は昭和50年2月28日

であり、申立人に係る申立期間の保険料は納付していないと回答している上、事業主が資格喪失日を同年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を31万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、A社に勤務している間の平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録には記載されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成16年12月10日の賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(31万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与については、賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から同年12月21日まで
ねんきん定期便を見たところ、申立期間の標準報酬月額が低くなっていることに気付いた。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する20万円と記録されていたところ、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成15年12月21日）より後の同年12月24日付けで、遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間におけるA社の厚生年金保険被保険者104名のうち、申立人を含む83名が、標準報酬月額を遡って引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人が所持している給与明細書から、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、滞納処分票により、A社が申立期間において、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所へ届け出た20万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 12 日から 39 年 1 月 28 日まで
日本年金機構から脱退手当金確認のはがきが届いて、A事業所に勤務していた期間が、脱退手当金を受け取った期間になっていることを知った。しかし、受け取った記憶が無い。当時の資料は無いが、納得がわからないので申立てをした。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、初めての被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年6か月後の昭和41年7月29日に支給決定されたこととなっている上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページの前後5ページのうちで、申立人の資格喪失日（昭和39年1月28日）前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性被保険者は申立人を含めて25名おり、そのうち脱退手当金の支給記録のある者は4名と少ないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えら

れるが、申立人は昭和 39 年 9 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の A 事業所を退職して約 1 か月後に国民年金に加入している上、国民年金保険料を現年度で納付していることを踏まえると、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

神奈川県国民年金 事案 6177

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年2月までの期間及び10年4月から11年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、平成14年10月から15年3月までの期間及び同年11月から16年5月までの期間の保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月から同年2月まで
② 平成10年4月から11年2月まで
③ 平成14年10月から15年3月まで
④ 平成15年11月から16年5月まで

私は、申立期間①及び②の当時、学生だったため国民年金保険料の免除の申請を行った。役所の担当者が「これで学生期間の免除は完了した。」と言ったことをはっきり記憶している。もし、担当者が言ったことが間違いであるならば、その担当者を探して処分し、申立期間①及び②を免除期間として記録訂正を求める。

また、申立期間③及び④の国民年金保険料は、銀行で振り込みをしているので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は国民年金保険料の納付の免除の申請を行った際に、役所の担当者が「学生期間の免除は完了した。」と述べたことから、その後免除の申請を行っていない旨を述べているが、申立期間①及び②の当時、社会保険庁（当時）から都道府県に対する通知において、「国民年金保険料の免除の期間は、（中略）月を単位として、免除の申請があった日の属する月の前月から免除の申請のあった日の属する年度の末月まで（後略）」と規定されており、申立人の居住している市の市役

所からは、規定どおりの事務を行っていた旨の回答がある上、申立人は平成9年4月に免除の申請を行ったことがオンライン記録から確認でき、その時点では申立期間①及び②は保険料の免除の申請を行うことができないことから、当該期間が保険料の免除の期間として認められていたとは考えにくい。

また、申立期間①及び②の当時、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者のうち、国民年金保険料の免除の期間がある被保険者の記録を確認したが、1回の免除の申請で、前段の規定を超えた期間が免除期間として認められている記録は無いことが確認できることに加え、ほかに申立人と同様の申立てが無いことから、申立期間当時の保険料の免除の事務手続は規定どおりに行われていたと考えられる。

- 2 申立期間③及び④について、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧であり、申立期間③及び④当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間③及び④は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていたとともに、14年4月に収納事務が国に一元化されたことに伴い事務処理の機械化が一層促進された状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできず、また、申立期間③及び④の保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 4 なお、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料の免除が認められないならば、関わった担当者を探し処分することを求めているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無等について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、当時の担当者の責任を追及し処分等を行う機関ではない。

神奈川国民年金 事案 6178

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 9 月まで

私は、私の母親に勧められたため、昭和 58 年 1 月に国民年金の加入手続を町役場で行った。その後、同年 11 月に厚生年金保険に加入し、60 年 4 月に会社を退職した後すぐに、厚生年金保険から国民年金への切替手続を町役場で行った。切替手続後の国民年金保険料については、町役場で納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月に会社を退職した後すぐに、厚生年金保険から国民年金への切替手続を町役場で行い、切替手続後の国民年金保険料については、町役場で納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、昭和 60 年 4 月に申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6179

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から57年3月まで

私は、20歳になった月かその前後の頃に、区役所出張所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、口座振替により納付していたと思うが、振替が始まるまでは、私が、区役所出張所か郵便局か銀行のいずれかで納付していたこともあったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和55年*月頃、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、57年4月であると推認されるため、申立内容とは一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期以降の国民年金保険料を定期的に納付していたとしており、遡って、まとめて保険料を納付したとするまでの主張は無い。しかし、申立人が述べる方法で、申立期間の保険料を納付するためには、昭和57年4月の加入手続により付与された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、出生時から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住していたとしているため、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、その形跡も見当たらないことに加え、申立人自身も、国民年金の加入手続は1回しか行っておらず、今までに受け取ったことがある年金手帳は1冊であったと述べており、このことから、別の手帳記号番号が付

与されていたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6180

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から平成3年3月まで

私は、20歳になった昭和60年*月頃に、父親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が大学を卒業した平成3年3月まで、金融機関で国民年金保険料を納付していたことを直接父親から聞いている。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和60年*月頃に、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年4月に払い出されていることが確認できる上、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、その父親が、昭和60年*月頃に、申立人の国民年金の加入手続を行っていたとは考え難い。

また、申立人は、その父親が、金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、平成4年4月であることが、申立人の所持する年金手帳及び被保険者名簿により確認でき、オンライン記録でも、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6181

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月

私は、平成14年4月頃、会社を退職したときに母親から国民年金の加入を勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金に加入後の国民年金保険料については、私は無職であったため貯蓄の中から郵便局で納付していた。申立期間の保険料は、私が会社に就職した平成14年8月頃、私は保険料の納付を母親に依頼したので、母親が郵便局で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成14年4月頃、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、同年同月及び同年5月の国民年金保険料を同年6月に現年度納付により納付していることが確認できることから、申立人は、同年同月以前に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立期間の保険料を納付することは可能であったものの、当該期間の保険料を納付したとするその母親の証言からは、明確かつ具体的な納付行動がうかがわれず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下である上、14年4月に保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から8年9月までの期間、15年5月から16年3月までの期間及び同年7月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から8年9月まで
② 平成15年5月から16年3月まで
③ 平成16年7月から17年3月まで

申立期間①について、私が妻と同居を始めた平成3年7月頃、妻が区役所の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、郵便局又は金融機関で妻が1万2,000円程度を毎月納付していた。私は、過去の保険料を遡って一括して納付したことは無いが、前納を行うと保険料が割安になることから、まとめて1年分を納付したこともあった。

申立期間②及び③について、私の妻が郵便局又は複数の金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により納付していた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成3年7月頃、その妻が区役所の出張所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を郵便局又は金融機関で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、8年11月頃と推認でき、その時点で、申立人は昭和59年8月まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立期間①当時は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

また、申立人のオンライン記録によると、平成10年9月から11年3月ま

での国民年金保険料について、公的年金加入を理由に、その一部を時効直前の8年10月及び同年11月に充当する処理を10年11月12日付けで決議していることが確認できることから、申立期間①は同年同月時点では未納であったものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を遡って納付したことは無いと述べている上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

申立期間②及び③について、申立人は、当該期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、その妻が郵便局又は複数の金融機関で納付していたと主張しているが、その妻は当該期間の保険料の納付場所等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②及び③の国民年金保険料を一緒に納付していたとするその妻についても、当該期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立期間②及び③は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下である上、14年4月に保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間①、②及び③について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述を行った結果でも、申立期間①、②及び③の保険料を納付したという心証を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 53 年 3 月から 55 年 7 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 53 年 3 月から 55 年 7 月まで

申立期間①について、私は、結婚後の昭和 45 年 6 月頃、区役所に行き、年金担当者から国民年金の制度の説明を受けたので、元夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。国民年金保険料は、元夫が、最寄りの駅の駅前にあった、当時、農家の人たちがよく利用していた金融機関で納付していたと思う。

申立期間②について、私は、昭和 55 年 8 月に、正式に元夫と離婚したが、元夫との別居を開始した 53 年 3 月から正式に離婚した月の前月である 55 年 7 月までの間の保険料についても、引き続き元夫が納付してくれていたはずであり、さらに、その期間の保険料は、私も区役所で定期的に納付していたので、二重に納付していたと思う。

私は、申立期間①について、元夫が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。また、申立期間②について、私及び元夫が、保険料を重複して納付していたと思うので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その元夫が、申立人の国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していたと思うと述べているが、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておら

ず、加入手続等を行ったとする元夫から、当時の状況を聴取することが困難であるため、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号（以下「A手帳記号番号」という。）の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和51年11月と推認され、45年6月頃、その元夫が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたとする申立内容と一致しない上、その時点において、申立期間①の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。このことから、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

ちなみに、申立人の国民年金の加入手続は、昭和37年7月頃にも行われており、その当時にA手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号（以下「B手帳記号番号」という。）が払い出されているが、申立人はB手帳記号番号及びその年金記録については、「今から2年ぐらい前に、社会保険庁（当時）に記録を問い合わせた。」としていることから、申立期間①当時、B手帳記号番号については、認識されていなかったと考えられ、現に、B手帳記号番号が基礎年金番号に統合されたのは平成20年7月であり、B手帳記号番号では申立期間①の国民年金の加入手続が行われ、国民年金保険料が納付されることはなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和53年3月からその元夫と別居し、C区からD区に転居したが、同年同月から正式に離婚した月の前月である55年7月までの国民年金保険料については、それまでと同様にその元夫がC区において納付してくれていたはずであり、さらに、その期間の保険料は、申立人も、D区の区役所で、定期的に納付していたため、二重に納付していたと思うと述べている。しかし、戸籍の附票及び特殊台帳（以下「公簿」という。）によると、申立人がC区からD区に転居したのは54年2月であることが確認できることから、制度上、公簿上での転居前の時期については、申立人が、D区役所で自身の保険料を納付することができず、同じく公簿上での転居後の時期については、その元夫が、C区で申立人の保険料を納付することができない。このため、申立期間②の保険料を、申立人及びその元夫がそれぞれ申立人の保険料を重複して納付していたということは考え難い上、上述のとおり、申立期間②についても、その元夫から、保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から53年3月まで

私の国民年金の被保険者資格が発生した昭和46年*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。申立期間の国民年金保険料については、母親が、集金人に納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の被保険者資格が発生した昭和46年*月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親から直接事情を聴取することができないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和53年3月頃であると推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年3月まで

私は、平成元年3月頃、当時居住していた区の区役所で、国民年金の加入手続を自分で行ったと思うが、自分で行っていないのであれば、代わりに母親が行ってくれたかもしれない。

その際、年金手帳を持参しなかったため、新たに別の年金手帳が交付された。新しく交付された年金手帳には、既に所持していた年金手帳とは違う手帳記号番号が書かれていたことを憶えているが、その年金手帳は、その後、結婚し、氏名変更及び住所変更を行ったときに、既に所持していた年金手帳に一纏めにされ、区役所の窓口で回収されてしまった。

申立期間後、共済組合に加入した際、それまでに加入した年金制度の加入状況等を記入した書類を提出しており、その書類があれば、私が申立期間当時、国民年金に加入していたことが分かるかもしれない。

申立期間の国民年金保険料については、当時の預金通帳を確認したところ、平成元年3月に10万円を引き出しており、その中から、同年同月に、区役所内に設置されていた金融機関の出張所で、まとめて1回で納付したと思うが、まとめて納付した保険料の金額については思い出せない。

申立期間が国民年金に未加入期間で、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続について、「当時居住していた区の区役所で、自分で行ったと思うが、自分で行っていないのであれば、代わりに母親が行ってくれたかもしれない。」と述べるにとどまり、申立人の国民年金の加入手続を行ったかもしれないとされるその母親からも、当時の

具体的な証言を得ることはできず、当該期間の国民年金の加入手続の状況が不明である。

また、申立人は、「国民年金の加入手続を行った際、既に所持していた年金手帳に記載されていた国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が記載された新しい年金手帳が交付された。その後、結婚し、氏名変更及び住所変更を行ったときに、それら2冊は、もともと所持していた年金手帳にまとめられ、新しい年金手帳は回収された。」と述べているが、申立期間以前から同一区内に居住し、既に手帳記号番号が払い出されていた申立人へ、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことから、異なる手帳記号番号が記載された複数の年金手帳が交付され、さらには、それらが一纏めにされたとする申立人の主張は不自然であることに加え、オンライン記録における申立人の氏名変更も、申立人の結婚当時の平成元年ではなく、20年4月に行われていることを踏まえると、申立人の主張をもって、元年3月頃に、国民年金の加入手続が行われ、当該期間の国民年金保険料が納付されていたと考えることは難しい。

さらに、口頭意見陳述において、申立人は、申立期間当時の預金通帳を提示し、「平成元年3月に引き出している10万円の中から、当該期間の国民年金保険料を納付したと思う。」と述べた。しかし、当該10万円の用途の内訳等については、保険料の納付に使ったと述べるのみで、納付した保険料額が明確でなく、同年同月当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、同じく口頭意見陳述において、申立人が、申立期間後、共済組合に加入した際、共済組合加入前に加入した年金制度の加入状況等を記入し、共済組合へ提出したとする書類（以下「前歴報告書」という。）について言及し、当該「前歴報告書」に、申立人が当該期間当時、国民年金に加入していたことを記載した可能性があるとして述べた。この陳述を受けて、当委員会で上記共済組合に対し、申立人の「前歴報告書」が残されているか照会したところ、当該「前歴報告書」は、現在も申立人が加入していた共済組合に保存されていることが判明し、当委員会で、同報告書を取り寄せ、確認した結果、申立人の主張と異なり、申立期間に該当する期間の「公的年金制度加入状況」欄には、斜線が引かれ、そのほかに同報告書には、申立人が当該期間当時、国民年金に加入していたことをうかがわせる記載は見当たらなかった。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6186

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 51 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 51 年 2 月まで

私は、昭和 50 年 3 月に、市役所支所で国民年金の加入手続を行った。その際、市役所支所の窓口で同年同月の国民年金保険料を納付し、その後は、3 か月ごとに、自治会の集金人に保険料を納付した。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 3 月に、市役所支所で国民年金の加入手続を行い、その際、同支所の窓口で同年同月の国民年金保険料を納付し、その後は、3 か月ごとに、自治会の集金人に保険料を納付したと主張しているが、申立人は、51 年 3 月に、国民年金に任意加入していることが、申立人が所持する年金手帳により確認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、オンライン記録でも、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 3 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から同年11月までの期間、7年7月及び同年10月から8年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月から同年11月まで
② 平成7年7月
③ 平成7年10月から8年1月まで

私は、結婚した平成15年11月頃に、妻と一緒に区役所に行き、申立期間①、②及び③の国民年金保険料として15万円ぐらいを遡って一括して納付した。

その際に、区役所の職員から「年金手帳の国民年金の記録欄に区役所の印を押すことによって、国民年金保険料を納付した証拠とします。」と言われた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した平成15年11月頃に、その妻と一緒に区役所に行き、申立期間①、②及び③の国民年金保険料として15万円ぐらいを遡って一括して納付したと主張しているが、i) その時点では、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、当該期間の保険料を納付することができる特例納付制度も実施されていないこと、ii) 14年4月以降は、保険料の収納事務が国に一元化されており、区役所で保険料を納付することができなかったこと、iii) 申立人が納付したとする金額は、当該期間の保険料を実際に遡って一括して納付した場合の金額と大きく乖離^{かいり}していることから、申立人が当該期間の保険料を区役所で遡って一括して納付していたとは考え難い。

また、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を遡って一括して納付したとする平成15年11月頃は、基礎年金番号が導入された9年1月以降の時期であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付した際に、区役所の職員から「年金手帳の国民年金の記録欄に区役所の印を押すことによって、国民年金保険料を納付した証拠とします。」と言われたと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄に、申立人が保険料を納付したとする区役所のゴム印が押されていることが確認できるが、当該記録欄は、国民年金の被保険者資格の取得及び喪失時期等を記録する欄であることから、当該記録欄に、区役所のゴム印が押されていることをもって、当該期間の保険料が納付されていたと推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から平成3年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、私が20歳になった昭和62年*月頃、年金手帳と国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、毎月金融機関で保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳になった昭和62年*月頃、年金手帳と国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、毎月保険料を納付していたと主張している。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の払出簿及び同手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人は、平成3年5月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認される上、申立人が納付書で申立期間の保険料を納付するためには、その前提として、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から同手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出される事情は見当たらないことから、平成3年当時までは国民年金保険料の納付書が発行されることは考えられず、昭和62年*月頃、同納付書が郵送されてきたとする申立内容とは相違する。ちなみに、申立人は、これまで所持した年金手帳は1冊であるとしており、その年金手帳は、「平成」の年号が印刷された様式であることから、申立人が国民年金に加入したのは、少なくとも平成元年以降であると考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続時期である平成3年5月頃の時点において、申立期間の大半の国民年金保険料は時効により納付することができないが、その加入手続時点、更に過年度納付書が発行されたことが確認できる

同年6月の時点では、申立人は、申立期間のうちの一部の期間については保険料を遡って納付することが可能ではあったと認められるものの、申立人は、遡って保険料を納付したことは無いと述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年2月まで

私の母親は、平成3年4月頃に区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、併せて国民年金保険料の免除の申請手続きを行った。平成4年度の保険料についても、母親が区役所で免除の申請手続きを行った。申立期間の保険料が免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成3年4月頃に区役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、併せて国民年金保険料の免除の申請手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された強制加入被保険者の保険料の納付日及び後の番号が付与された強制加入被保険者の保険料の免除の申請手続き日から、5年3月又は同年4月と推認でき、申立人の主張する時期と一致しない。

また、前述のとおり、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、平成5年3月又は同年4月と推認できることから、その時点まで申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料の免除の申請手続きを行うことができない期間である上、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時点において、保険料の免除の申請手続きが行われたとしても、保険料の免除の期間は、免除の申請のあった日の属する月の前月から承認されるため、申立期間の大半又は全部の期間の保険料は免除が承認されない。

さらに、申立人の母親は、平成3年4月頃に申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の免除の申請手続きを行うと同時に、申立人の兄及び妹の国民年金の加入手続き及び保険料の免除の申請手続きについても行ったと主張しているが、その妹は、同年同月の時点において、国民年金に加入することが

できる 20 歳に達していないことから、母親の主張は国民年金の制度と一致しない上、申立人の兄及び妹の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期と同時期に連番で払い出されていることが確認できるとともに、その兄及び妹の申立期間の保険料はそれぞれ未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6190

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成元年 12 月まで

私は、平成元年 8 月に結婚したことを契機に、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。未納となっていた国民年金保険料を納付しなければ、国民年金に加入できないと理解していたことから、20 歳到達時からの保険料と私の妻の過去 2 年分の保険料を遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 8 月に区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、年金手帳の交付及び保険料の納付場所についての記憶が曖昧であることなどから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 12 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、同年同月の時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に遡ってまとめて納付したと主張しているが、その妻についても、申立期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6191

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成元年 12 月まで

私の夫は、平成元年 8 月に結婚したことを契機に、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。夫は、未納となっていた国民年金保険料を納付しなければ、国民年金に加入できないと理解していたことから、自身の 20 歳到達時からの保険料と私の過去 2 年分の保険料を遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、平成元年 8 月に区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとするその夫は、年金手帳の交付及び保険料の納付場所についての記憶が曖昧であることなどから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 12 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、同年同月の時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その夫が夫婦二人分を一緒にまとめて納付したと主張しているが、その夫についても、申立期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6192

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月

私は、昭和50年9月に退職し、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、51年1月23日に、市役所庁舎内の金融機関で納付した。

私は、そのとき受け取った領収書を持っているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和51年1月23日に市役所庁舎内の金融機関で納付し、その際発行された領収書を所持しており、当該期間の保険料は納付済みである旨主張している。ちなみに、申立人が当委員会に資料として提出した領収書は、「国民年金保険料納入通知書兼領収書（被保険者保管）」、「国民年金保険料領収済通知書（収入役）」（以下「収入役分」という。）、「国民年金保険料収入票（取りまとめ店保管）」（以下「取りまとめ店保管分」という。）、の3枚で構成されており、申立人が当該期間当時居住したとする市が発行した保険料の納付書と認められるものの、申立人はその3枚についてその全てを所持している。

今回、当委員会で上記の納付書を精査したが、そのいずれにも、申立人が国民年金保険料を納付したとする金融機関の領収印は押されておらず、当該納付書を使用して保険料を納付した場合、通常、被保険者の手元には残らない、「収入役分」及び「取りまとめ店保管分」も、申立人が所持しており、申立人が当該納付書で申立期間の保険料を納付したと考えることは難しい。

また、申立人に、提出した納付書を用いる以外の方法で申立期間の国民年金保険料を納付した記憶の有無についても確認したが、申立人は、「提出し

た領収書（納付書）は年金手帳に貼付してあったので、それを使用して保険料を納付したと思っていた。第三者委員会に申立てをしてから、領収書に領収印がないことを知った。」と述べるにとどまり、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 3 月頃に、私の母親から国民年金の加入を勧められたため、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、区役所の職員から、加入手続を行うまで納付していなかった 20 歳からの国民年金保険料を納付することを勧められたため、60 万円から 70 万円を準備して、後日、区役所で遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 3 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を区役所で遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年 11 月頃と推認でき、その時点において、申立期間の保険料は過年度保険料となり、区役所で納付することはできないことから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 58 年 11 月の時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人が納付したとする保険料額は、同年同月の時点において、過年度納付することができる 56 年 10 月から 58 年 3 月までの保険料を実際に納付した場合の保険料額と大きく乖離している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 56 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで

私は、会社を退職した後の昭和 52 年 10 月頃、国民年金の加入手続を区役所で行った。

申立期間の国民年金保険料は、私が送付されてきた納付書により区役所で納付していたが、納付頻度や保険料の納付額は憶えていない。私は、国民年金の加入手続を行ってから、保険料を未納にしたことはないはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和 52 年 10 月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料については、送付されてきた納付書により区役所で納付していたと述べているものの、保険料の納付方法及び納付額について必ずしも具体的でなく、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人の特殊台帳の昭和 54 年度の備考欄において、申立人から当該期間の国民年金保険料を納付する意志が無い旨の連絡があったとの記載が確認でき、このような記載を、行政機関が一方的に行うとは考えにくく、当時、申立人には当該期間の保険料を納付する意志が無かったと考えても不合理ではない。

さらに、申立期間②については、申立人は、オンライン記録及び特殊台帳において、昭和 56 年 10 月 1 日に任意加入被保険者の資格喪失の手続を行っていることが確認でき、特殊台帳において、昭和 56 年度の国民年金保険料に

ついて過年度納付書が発行されている記載が認められる。当該納付書は、昭和 57 年 5 月以降に発行されたと考えるのが自然で、過年度納付書が発行された時点で、国民年金の被保険者ではなくなっていた申立人が、当該過年度納付書で、当該期間の国民年金保険料を納付したと考えることは難しい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年3月まで

私は、昭和46年7月に会社を退職したことを契機に、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、自宅に送付されてきた納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を区役所で一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年7月に区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所で一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年4月28日に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫の申立期間の保険料についても、未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日から、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、これまで交付された年金手帳は1冊のみであるとしている上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6196

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年3月まで

私の妻は、昭和46年7月に区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、自宅に送付されてきた納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を区役所で一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和46年7月に区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所で一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年4月28日に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続き時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻の申立期間の保険料についても、未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日から、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、これまで交付された年金手帳は1冊のみであるとしている上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年10月まで

私が20歳になった平成4年*月頃、母親から、私の国民年金の加入手続を行ったと言われたことを憶えている。加入手続後、私の国民年金保険料は、私が会社に就職する頃までは、母親が自宅近くの金融機関で、納付してくれていた。申立期間の保険料は、1万円ぐらいだったと思う。私は、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳になった平成4年*月頃、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された被保険者の国民年金第2号被保険者から第1号被保険者への被保険者種別変更日及び後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の加入手続は、7年10月から同年12月までの間に行われたと推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される平成7年10月から同年12月までの時点においては、申立期間のほとんどの国民年金保険料は時効により納付することができない。このため、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から申立人の手帳記号番号の払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が所持している平成5年11月から7年3月までの国民年金保険料の「納付書・領収証書」によると、同年12月4日に発行され、同年同

月7日に、当該期間の保険料が過年度納付されており、申立人の国民年金の加入手続時期を考え併せると、申立人の保険料の納付開始は同年同月であったと考えるのが合理的で、その時点においては、申立期間全てが時効により保険料を納付することができない。

加えて、申立人は、自身が会社に就職する頃までは、その母親が、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと述べている。しかし、その母親は、申立人の国民年金の加入手続について、申立人が同社に就職する直前に行い、そのとき未納とされていた期間の分としてかなりの金額の保険料を納付したと述べており、申立人の主張と一致しない。しかも、その母親が述べている申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は、前述したオンライン記録及び「納付書・領収証書」の記録と符合している。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6198 (事案 5281 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 50 年 3 月まで

私 (申立人の妻) は、前回の申立ての審議結果により、私及び夫の国民年金手帳記号番号が、昭和 51 年 3 月頃に連番で払い出されていることを知った。

そのため、夫は、昭和 51 年 3 月頃に、社会保険事務所 (当時) で私及び夫の国民年金の加入手続を行い、その際に、47 年 2 月から加入手続時までの私及び夫の二人分の国民年金保険料を一緒に遡ってまとめて納付したのだと思う。

私の年金手帳には、国民年金の被保険者となった時期が、昭和 47 年 2 月と記載されているため、私及び夫の申立期間の国民年金保険料は納付されているはずである。

今回、新たな資料等が見付かったわけではないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、再申立てを行う。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、昭和 50 年 2 月頃に、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を一緒に遡ってまとめて納付したと主張しているが、i) 申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、51 年 3 月頃に連番で払い出されており、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、同年 1 月又は同年 2 月頃に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人夫婦は、申

立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人は、既に亡くなっており、申立人から申立期間当時の保険料の納付状況について直接聴取することができないため、申立期間当時の保険料の納付状況は不明であることなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人の妻は、前回の申立ての審議結果により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が、昭和 51 年 3 月頃に、夫婦連番で払い出されていることを知ったため、その頃に、申立人が、社会保険事務所で申立人夫婦の国民年金の加入手続きを行い、47 年 2 月から加入手続き時までの夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に遡ってまとめて納付したと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないとの理由で、再申立てを行ったとしているが、その妻は、申立人夫婦の国民年金の加入手続き時期や保険料の納付時期についての明確な記憶があるわけではなく、あくまで、当委員会の審議結果のみをその根拠としていることから、その妻の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人の妻は、自身の年金手帳には、国民年金の被保険者となった時期が、昭和 47 年 2 月と記載されているため、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料は納付されているはずであると主張しているが、この時期は、保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金の被保険者資格の取得日として年金手帳に記載されることから、保険料の納付の始期を特定するものではない。

したがって、今回の申立ては当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6199 (事案 5280 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 50 年 3 月まで

私は、前回の申立ての審議結果により、私及び夫の国民年金手帳記号番号が、昭和 51 年 3 月頃に連番で払い出されていることを知った。

そのため、夫は、昭和 51 年 3 月頃に、社会保険事務所(当時)で私及び夫の国民年金の加入手続を行い、その際に、47 年 2 月から加入手続時までの私及び夫の二人分の国民年金保険料を一緒に遡ってまとめて納付したのだと思う。

私の年金手帳には、国民年金の被保険者となった時期が、昭和 47 年 2 月と記載されているため、私及び夫の申立期間の国民年金保険料は納付されているはずである。

今回、新たな資料等が見付かったわけではないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、昭和 50 年 2 月頃に、その夫が、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を一緒に遡ってまとめて納付したと主張しているが、i) 申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、51 年 3 月頃に連番で払い出されており、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、同年 1 月又は同年 2 月頃に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人夫婦は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申

立人夫婦の申立期間の保険料を納付したとするその夫は、既に亡くなっているため、申立期間当時の保険料の納付状況は不明であることなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、前回の申立ての審議結果により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が、昭和 51 年 3 月頃に、夫婦連番で払い出されていることを知ったため、その頃に、その夫が、社会保険事務所で申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、47 年 2 月から加入手続時までの夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に遡ってまとめて納付したと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないとの理由で、再申立てを行ったとしているが、申立人は、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期や保険料の納付時期についての明確な記憶があるわけではなく、あくまで、当委員会の審議結果のみをその根拠としていることから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、申立人の年金手帳には、国民年金の被保険者となった時期が、昭和 47 年 2 月と記載されているため、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料は納付されているはずであると主張しているが、この時期は、保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金の被保険者資格の取得日として年金手帳に記載されることから、保険料の納付の始期を特定するものではない。

したがって、今回の申立ては当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から同年8月までの期間、平成15年5月から16年3月までの期間及び同年7月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月から同年8月まで
② 平成15年5月から16年3月まで
③ 平成16年7月から17年3月まで

申立期間①について、私は、昭和60年5月に会社を辞めるときに、その会社から国民年金に加入するよう勧められたので、同年同月頃、市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、どこで納付したか記憶は無いが、送られてきた納付書により納付していた。

申立期間②及び③について、私が郵便局又は複数の金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により納付していた。

申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和60年5月に会社を退職するとき、会社から国民年金に加入するよう勧められたので、同年同月頃、市役所で国民年金の加入手続きを行い、送られてきた納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料を納付した場所及び保険料の納付方法についての記憶が無いことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①は、申立人が20歳に到達する前の期間であり、制度上、国民年金に加入することができない期間である。

申立期間②及び③について、申立人は、当該期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、郵便局又は複数の金融機関で納付していたと主張しているが、申

立人は当該期間の保険料の納付場所等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②及び③の国民年金保険料を一緒に納付していたとするその夫についても、当該期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立期間②及び③は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下である上、14年4月に保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間①、②及び③について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述を行った結果でも、申立期間①、②及び③の保険料を納付したという心証を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6201

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 53 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 53 年 8 月まで

私は、昭和 42 年 2 月に結婚し、転居した。転居後、私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても納付してくれていたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 2 月に結婚し、転居した際、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思うと述べているが、申立人自身は、当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料を納付したとされるその母親は、既に他界していることから、加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者である夫と結婚していた申立人が国民年金に加入する場合、任意加入することとなるが、申立人は、昭和 53 年 9 月に国民年金に任意加入しており、任意加入被保険者の場合、遡って国民年金に加入することも、保険料を納付することもできず、申立人の母親が当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、結婚後継続して同一の区に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人には、昭和 37 年 2 月に、申立人が当時居住した市で、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、同手帳記号番号で 36 年 4 月から 38 年 11 月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、同手

帳記号番号は、平成 22 年 9 月に申立人の基礎年金番号に統合されおり、申立期間当時、同手帳記号番号で申立人の母親が申立人の国民年金の再加入手続を行ったとも考えられない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA社における資格取得日（昭和 58 年 8 月 1 日）に係る記録を取り消し、59 年 4 月 2 日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 1 日から 59 年 4 月 2 日まで

私は、昭和 55 年 5 月に B 社（現在は、C 社）に入社し、平成 20 年 9 月末に退職するまで同社のグループ企業に勤務した。ねんきん特別便を見て、同社から関連会社の A 社に異動した 58 年 8 月 1 日から 59 年 4 月 2 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことを知った。この間、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、申立人の上司及び同僚の証言により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる上（昭和 58 年 8 月 1 日に、B 社から A 社に異動）、申立人が所持する申立期間に係る給与明細書に厚生年金保険料が控除されている記載があることから、①申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び②事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく平成 22 年 11 月 2 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項の規定により、資格取得日が昭和 58 年 8 月 1 日に、標準報酬月額が 19 万円に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後に、事業主から提出された申立期間に係

る A 社の決算報告書及び同整理資料等によれば、事業主から、一旦控除された厚生年金保険料が申立人に対して返金されたものと認められる。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7020 (事案 259 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 20 日から 38 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 36 年 10 月 5 日から 39 年 3 月 15 日までの期間において、A 社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、37 年 6 月 20 日に資格喪失、38 年 8 月 1 日に資格取得となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。

前回の申立ては認められなかったが、途中で退職したことも、他社へ出向したことも無いのに、被保険者期間に欠落が生じていることに納得がいかない。

私は、会社が倒産した後も、会長から個人的に仕事を任されるほど頼りにされていたので、会社がこのような手続をしたとは考え難い。

再度、調査をして、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社の関連会社に勤務していた従業員の供述から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認されるが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人に係る人事記録、給与関係書類等を確認することはできない上、複数の同僚に照会したものの、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な供述を得ることはできなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人から新たな資料、情報等の提出は無く、申立人は、「継続して勤務しており、会社から頼りにされていたにもかかわらず、会社がこのような手続をするはずがない。」と主張しているが、

これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年9月16日から51年3月27日までの期間及び55年2月16日から同年3月16日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月頃から同年7月頃までの期間、同年7月頃から同年10月頃までの期間、同年10月頃から52年12月頃までの期間、54年9月頃から56年3月頃までの期間、同年4月頃から同年10月頃までの期間、同年10月頃から同年12月頃までの期間及び57年3月頃から同年6月頃までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月16日から51年3月27日まで
② 昭和51年4月頃から同年7月頃まで
③ 昭和51年7月頃から同年10月頃まで
④ 昭和51年10月頃から52年12月頃まで
⑤ 昭和54年9月頃から56年3月頃まで
⑥ 昭和55年2月16日から同年3月16日まで
⑦ 昭和56年4月頃から同年10月頃まで
⑧ 昭和56年10月頃から同年12月頃まで
⑨ 昭和57年3月頃から同年6月頃まで

厚生年金保険の加入記録によると、私がA社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間⑥における標準報酬月額が、実際に給与から控除された保険料に見合う額となっていないので、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

また、私は、C職として、申立期間④のD社では正社員として、申立期間②、③、⑤及び⑦から⑨までの各事業所ではアルバイト契約として

勤務したが、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

給与明細書等の保険料控除を証明できる資料は無いが、これら申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された同社の厚生年金保険標準報酬等級台帳に記録された申立人の標準報酬月額、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が提出したA社の給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、上記のオンライン記録と一致している。

さらに、A社は、「社会保険事務所（当時）には、当社の厚生年金保険標準報酬等級台帳の記録どおりの届出を行っており、同台帳に記載された標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を給与から控除していた。」と回答している。

申立期間⑥について、B社は当該期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人も当該期間に係る給与明細書を保管していないことから、申立人が主張する厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同時期に、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した女性の資格取得時における標準報酬月額は、全員が申立人の標準報酬月額と同じ額となっている。

このほか、申立期間①及び⑥について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び⑥について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、E社の同僚の供述から、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社は既に清算されており、当該期間に係る人事記録等関係資料及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、E社における勤務期間を3か月であったと申し立てているところ、当該期間において、アルバイト契約でF職をしていたとする複数の同僚は、契約期間は1年ごとの更新であったと供述していることから、当該期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した女性のオンライン記

録を確認したところ、被保険者資格の取得から喪失までの期間について、1年未満となっている者は確認できなかった。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳の記録では、当該期間は国民年金保険料の納付済期間となっている。

申立期間③について、G社（当時は、H社）は、当該期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管していないため、当該期間に申立人が同社に勤務していたかは不明と回答している上、当該期間に同社において厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚で申立人が勤務していたと供述する者はおらず、当該期間における申立人の勤務実態について確認することはできなかった。

また、G社は、「従業員が厚生年金保険被保険者資格を取得した場合、会社の社会保険台帳に記載することになっているが、申立人については、同台帳に名前が無いことから、厚生年金保険被保険者資格の取得についての届出を行っていない。」と回答している。

さらに、申立人は、H社においてはアルバイト契約のC職として勤務したとしているところ、G社では、「現在も仕事があるときだけのスポット契約や短期間の雇用契約の場合、厚生年金保険には加入させていない。当然、給与から保険料も控除していない。」と回答している。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳の記録では、当該期間は国民年金保険料の納付済期間となっている。

申立期間④について、申立人は正社員としてD社に勤務したと主張しているところ、当該期間において雇用保険の加入記録が確認できないほか、当該期間に申立人が同社に勤務していたと供述する同僚はいなかった。

また、D社は、「申立期間当時、正社員のC職は3名程度在職していたが、正社員として雇用する場合には20歳前とする年齢制限を設けており、当時の申立人の年齢から判断すると、申立人はこの条件に合致していないため正社員ではあり得ない。」と回答しているところ、オンライン記録から、当該期間に厚生年金保険被保険者資格を取得し、職種がC職であったと供述している複数の同僚の被保険者資格取得時の年齢は、いずれも上記の年齢制限の条件に当てはまっていることが確認できる。

さらに、D社では、「従業員が厚生年金保険被保険者資格を取得した場合、会社の社会保険台帳に記載しているが、申立人については、氏名が見当たらないことから、申立人が当社に勤務したことがあったとしても契約のC職であり、契約のC職は厚生年金保険被保険者としての資格取得の届出を行っておらず、当然給与から保険料も控除していない。」と回答している。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳の記録では、当該期間は国民年金保険料の納付済期間及び保険料申請免除期間となっている。

申立期間⑤について、I社（当時は、J社）から提出された人事台帳の記録から、申立人は、当該期間のうち昭和55年5月21日から同年11月20日までの期間においてアルバイト契約のC職として同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、I社は、「人事台帳の記録から、申立人とは、C職として半年間の請負契約であったため、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳の記録では、当該期間は国民年金保険料申請免除期間となっている。

申立期間⑦について、K社（当時は、L社）は、「期間は定かではないが、申立人がC職として勤務していた記憶があると証言した社員がいた。」と回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、K社は、「C職については、個人事業主としての請負契約であったため、社会保険には加入させていない。」と回答している。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳の記録では、当該期間は、国民年金保険料申請免除期間となっている。

申立期間⑧について、M社は、人事記録、賃金台帳等、当時の資料を保管していないため、当該期間に申立人が同社に勤務していたかは不明と回答していることに加え、申立人について、当該期間に同社に勤務していたと供述する同僚はおらず、申立人の勤務実態について確認することはできなかった。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳の記録では、当該期間は国民年金保険料申請免除期間となっている。

申立期間⑨について、申立人はN県に所在したO社に勤務したと主張しているところ、オンライン記録では、申立人が主張するN県において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、O社があったとする地域を管轄している法務局に、同社の商号で商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人は、事業主及び当時の同僚等についても記憶が無いとしていることから、事業主及び同僚等に照会を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳の記録では、当該期間は国民年金保険料申請免除期間となっている。

また、申立人の申立期間②から⑤までの期間及び⑦から⑨までの期間について、雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②から⑤までの期間及び⑦から⑨までの期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見

当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②から⑤までの期間及び⑦から⑨までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年頃
② 昭和 47 年頃
③ 昭和 49 年頃
④ 昭和 54 年頃
⑤ 昭和 54 年頃
⑥ 昭和 54 年頃
⑦ 昭和 60 年頃

昔のことなので正確な時期及び期間の記憶は定かではない。しかし、事業所名と場所（全てA市近郊）は覚えており、確かに各事業所に勤務していた。厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA市内のB社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録において、同市内において同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、C地方法務局D支局に対してB社名の法人を照会したところ、1社が該当する旨の回答があったが、同社の所在地は申立人が記憶する所在地とは相違している上、事業主に照会したが回答が得られないため、申立人が勤務した事業所であるかの確認ができない。

さらに、申立期間①に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人はB社の事業主の名前及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人が勤務したとするE社が、申立人の記憶す

る同社の所在地と隣接する町に存在したが、同社の事業主は、「当時は、短期間のF職従業員が出たり入ったりしていた上、当時の資料も存在せず、先代社長及び関係者は皆故人となっていることから、申立人の勤務については不明である。」と回答している。

また、申立期間②に係る雇用保険の加入記録は確認できず、申立人はE社の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、E社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理記号に欠番は無い。

申立期間③について、申立人はG社に勤務していたと主張しているが、A市内に同名の事業所は1社のみ存在しているものの、申立人が事業所の所在地を記憶していない上、同社の事業主は「昭和50年頃に申立人が当社に勤務したかは不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態が確認できない。

また、申立期間③に係る雇用保険の加入記録は確認できず、申立人はG社の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、G社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理記号に欠番は無い。

申立期間④について、申立人は、本社がH市に存在するI社のA営業所を記憶していることから、同社に関する業務に従事していたことは認められる。

しかし、事業主は「当社では、雇用形態にかかわらず、入社と同時に厚生年金保険に加入させているので、申立人が在籍していれば記録に残っているはずであるが申立人の記録は無い。営業所に出入りしていた個人事業所の従業員として勤務していたのではないか。」と回答している。

また、申立期間④に係る雇用保険の加入記録も確認できず、申立人はI社の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、I社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は確認できず、健康保険の整理記号に欠番は無い上、A営業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

申立期間⑤について、申立人は勤務していた事業所名はJ社又はK社と記憶しており、曖昧であることから、勤務していた事業所を特定できない。

また、申立期間⑤に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、社名をK社又はL社と称する社会保険の適用事業所はM県内に

は確認できず、J社と類似社名のN社（後のO社）の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理記号に欠番は無い。

申立期間⑥について、申立人は、A市P町に存在したQ社に勤務したと主張しているところ、事業主は、「申立人の名前に記憶がある。」と回答しており、時期は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は「当時は、正社員になる前に1か月から2か月間程度、日給での見習期間があったと思う。」と回答している上、Q社が保管する社会保険台帳、従業員名簿及び離職票等に申立人の名前は見られないとしている。

また、申立期間⑥に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人はQ社の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、Q社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理記号に欠番は無い。

申立期間⑦について、申立人はR市S町に存在したT社に勤務していたと主張しているところ、同社に係る商業登記簿謄本に記載されている社名及び所在地が一致することから、時期は特定できないものの同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の雇用担当者は「当時の資料等が存在しないため、申立人がT社に勤務したかの詳細は不明であるが、申立人の名前には記憶が無い。」と回答している上、同社は昭和58年7月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間のうちの一部期間は適用事業所となっていない。

また、申立期間⑦に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人はT社の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、T社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理記号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はなく、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 21 日から 9 年 3 月 31 日まで

私は、平成 7 年 8 月 21 日に A 社に前職時の給与を保証されて入社した。その結果、同社では税込み給与月額が 44 万円であり、申立期間の各月について手取給与月額 37 万 7,490 円が給与振込されていたにもかかわらず、ねんきん定期便によると、申立期間の標準報酬月額が 15 万円とされている。申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額の半分以下とされているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、受け取っていた報酬月額と比較して、A 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されていると主張しているところ、申立人が所持する預金通帳から、申立期間のうち、平成 7 年 9 月から 8 年 11 月までの各月において、37 万円前後の額が同社名義で振り込まれていたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間の A 社の事業主、2 名の取締役及び 2 名の同僚の標準報酬月額は、9 万 2,000 円から 17 万円であったことが確認できる上、申立人を含めたこれらの者の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は認められない。

また、A 社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は廃棄済みであるとしている上、同僚に対する照会によっても申立人が主張する報酬月額 44 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立期間当時の課税所得証明保存期限を経過している上、申立

人は申立期間の給与明細書を所持していないため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月 1 日から平成元年 5 月 1 日まで
② 平成 3 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額の記録が6万8,000円となっているが、実際の給与額はもっと高かったはずである。また、B社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額の記録が11万円となっているが、支給されていた給与額は20万円以上であった。調査の上、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険の標準報酬月額の記録は実際に支給されていた給与額に比べ、低額であると述べている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本上、同社は既に閉鎖されている上、事業主からも回答を得ることができないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されるなど不合理な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様に当該期間においてC職であった者を含む6名の同僚の標準報酬月額が、申立人と同様に昭和62年4月1日付けで減額改定されていることが確認できるところ、上記のC職であった同僚は既に死亡している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録のある同僚に対する文書照会によっても、申

立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがえる証言を得ることができなかった。

加えて、複数の同僚は、「当時、A社は歩合制を採用していたことから、毎月の給与額が大幅に増減することもあった。」と証言している。

このほか、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の記録は、実際に支給されていた給与額に比べ、低額であると述べている。

しかし、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主も「当時の賃金台帳や源泉徴収簿等の資料が無いため不明。」と回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除額及び報酬月額について確認することができない。

また、元事業主は「当時、B社では社員に対し、一律10万円の固定給与と業務成績に応じた歩合給与を支給していた。」と述べているところ、申立人が名前を挙げた元上司は、「申立人とは同じ仕事をしていたが、給与額については、営業販売件数及び売上実績を加味された上で支給されており、自身の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、当時の給与額に比べ低額となっている期間はない。」と証言している。

さらに、オンライン記録において、上記の元上司の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額より1等級上位の額であるものの、申立人と同等級又は下位等級の被保険者が複数確認できることを勘案すると、申立人の標準報酬月額の記録のみが低額であったとは言えない。

このほか、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
② 昭和 46 年 12 月 27 日から 47 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 10 月 9 日から 48 年 7 月 20 日まで
④ 昭和 48 年 8 月 24 日から同年 12 月 26 日まで

日本年金機構から送られてきた脱退手当金の支給に係る確認通知において、私が、A社、B社、C社及びD社に勤務した期間について脱退手当金が支給済みであることを知った。

私は、脱退手当金の支給日とされる昭和 50 年 7 月頃は脱退手当金という言葉も知らず受け取った記憶も無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②から④まで共通の厚生年金保険被保険者記号番号は、D社を退職した約6か月後の昭和 50 年 7 月 4 日において、申立期間①における被保険者記号番号に重複整理されていることが申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年 7 月 8 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて申立人の被保険者記号番号が重複処理されたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 10 日から 32 年 4 月 21 日まで
② 昭和 32 年 9 月 24 日から 33 年 7 月 11 日まで
③ 昭和 34 年 1 月 6 日から 43 年 7 月 10 日まで

厚生年金保険の記録では、脱退手当金を受け取ったことになっている。出産後に会社を辞めたが、そのとき脱退手当金を受け取った覚えはないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の前後20名の女性のうち、申立人の資格喪失月である昭和43年7月の前後2年以内に資格喪失した者19名の脱退手当金を確認したところ、14名に脱退手当金の支給記録が有る上、うち4名は、会社が請求手続を行い、脱退手当金を受け取ったと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額及び対象月数に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和43年8月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 7 日から 34 年 6 月 16 日まで
② 昭和 35 年 3 月 1 日から同年 4 月 8 日まで

日本年金機構からの確認はがきにより、申立期間の厚生年金保険については脱退手当金として支給済みになっていることを知った。

申立期間当時の私は、脱退手当金という給付制度があることを知らなかったため受給手続きを行っておらず、脱退手当金を受け取った記憶も無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係る脱退手当金は、申立期間①（38 か月）は昭和 34 年 7 月 1 日に支給決定し、申立期間②（1 か月）は 36 年 1 月 24 日に支給決定した記録になっているところ、申立期間当時における脱退手当金の支給要件は、被保険者期間が 2 年以上とされているが、申立期間②は 1 か月のみの被保険者期間であることから、支給要件に合致しない上、上記の 2 回の脱退手当金の支給額は同一額となっていることから、申立人の脱退手当金は、申立期間①（38 か月）と②（1 か月）を合算した被保険者期間 39 か月を 36 年 1 月 24 日に支給決定したものと考えられる。

また、申立人の申立期間①及び②を合算した脱退手当金は、上記のとおり、オンライン記録上、同一の支給記録を分けて記録されているものの、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から 9 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人とほぼ同時期に A 社を退職し、脱退手当金を受領したこ

とを認めている複数の同僚が、「同社の担当者が請求手続を行ったと思う。脱退手当金を金融機関で受け取った記憶がある。」などの供述をしており、同社の担当者が脱退手当金の請求書類を作成し、女性退職者に渡していたことがうかがえることから、申立人についても、その委任に基づき、同社が脱退手当金の請求書類を作成して申立人に渡していたものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月25日から29年1月7日まで
私は、脱退手当金を受給した記憶はなく、以前から疑問に思っていた。脱退手当金についての確認はがきが届き年金事務所へ行ったが、納得のいく説明が得られないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和29年2月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和42年7月まで年金制度への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年2月27日から28年12月31日まで
年金受給手続のために社会保険事務所(当時)へ行ったところ、A社で勤務した期間が脱退手当金の支給済期間として記録されていることを告げられた。私は、脱退手当金を受け取った記憶は全く無く、納得がわからない。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の女性被保険者に対する脱退手当金の支給要件は、被保険者期間が6か月以上20年未満の者が婚姻又は分娩のために資格喪失したときとされているところ、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、婚姻又は分娩での資格喪失である旨の「48条2項」との表示が記されている上、申立人はA社での被保険者資格喪失日の約2か月前の昭和28年*月*日に出産していることから、申立人が上記の要件に該当したことにより脱退手当金を受給したものと考えるのが自然である。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険に加入していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7030 (事案 2256 の再々申立て、4642 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から22年11月1日まで
② 昭和24年7月1日から同年9月1日まで

オンライン記録によると、私が、A社に勤務していた昭和21年4月から24年8月までの期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無いが、当該期間に勤務していたことは間違いない。同僚等の厚生年金保険被保険者記録を参考に再調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る勤務実態が確認できず、申立期間①については、同社B支店(所在地:C区)が昭和21年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び申立人の同僚の証言から、同社B支店では、多数の従業員をまとめて厚生年金保険の被保険者として22年11月1日付けで資格取得させたことがうかがえること、申立期間②については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日(24年7月1日)に資格喪失している者が多数存在していることが確認できる上、申立人と同日に資格喪失している同僚は、申立人と同様に「整理解雇による退職であった。」と供述していることのほか、申立期間①及び②における保険料控除が確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年3月8日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立人のA社に係る再申立てについては、申立人から新たな資料

の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 12 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、A社の社員2名の名前を挙げ、当該社員2名の厚生年金保険被保険者記録を参考に再調査をしてほしい旨述べているところ、同社B支店（所在地：D区、昭和20年4月1日から21年6月1日まで厚生年金保険の適用事業所）及び同社B支店（所在地：C区、昭和21年6月1日から60年4月1日まで厚生年金保険の適用事業所）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該社員2名は申立期間①及び②において厚生年金保険の被保険者であった旨の記載が確認できる一方、申立人の氏名は無く、記録管理上の不自然さも見当たらず、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7031

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月11日から3年8月1日まで
私は、A社（現在は、B社）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚は、「期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していた。」と述べていることから、期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、A社は、「7年経過した資料は、処分済みのため不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、複数の同僚が、「A社には、試用期間や見習期間があった。」と述べており、別の同僚は、「私は入社後、しばらく経過してから厚生年金保険に加入した。」と述べていることから、同社では厚生年金保険の加入について従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 1 日から 53 年 9 月 1 日まで

申立期間は、A社にB職として勤務していたが、業務中の災害により退職した。この時の厚生年金保険の被保険者記録が無い。家族もあり、当時は、アルバイト的な考えで勤務していたことは無く、その後も、厚生年金保険の加入条件を満たした会社に勤務していたので、同社での勤務期間が厚生年金保険被保険者期間でないことに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA社に勤務していたが、業務中災害により退職した。」と述べているところ、オンライン記録において、申立期間にA社に係る厚生年金保険被保険者であることが確認できる元社員9名に文書照会した結果、そのうちの1名は、「期間は覚えていないが、申立人はA社に勤務していた。」と回答していることから、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「当時の資料は無く、当時の担当者も全て退職していることから、不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社が加入するC健康保険組合は、「申立期間の紙台帳に、申立人の氏名の記載が無かった。」と回答している上、同社が加入するD厚生年金基金も、「当基金の加入員履歴において、申立人の加入員記録は無い。」と回答している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の縦覧調査においても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7033 (事案 5096 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から24年9月1日まで

私は、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことから、加入記録を訂正してほしいと、年金記録確認第三者委員会に対して申立てを行った結果、勤務実態は認められたが、厚生年金保険料の控除は認められなかった。

あっせん文書には、「申立人の(厚生年金保険の)被保険者資格喪失日は、昭和23年12月1日となっており、この記録は遡って訂正された等の不自然な形跡は見当たらない。」と記載されているが、これまでのA社に係る厚生年金保険被保険者記録については、年金事務所の照会により、当初記録無しであったものが、昭和23年9月1日から同年10月5日までの記録、同年12月1日までの記録と順を追って延びており、上記の「不自然な形跡は見当たらない。」とは言い難く、年金事務所により意図的に作られたものであると考える。再度確認をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された身分証明書及び定期乗車券から、申立人が申立期間の一部期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が申立期間において一緒に勤務していたと記憶している同僚の被保険者資格の喪失日は申立人と同様に昭和23年12月1日であることが確認でき、この記録は遡って訂正された等の不自然な形跡は見当たらない。

また、A社は昭和24年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくな

っており、申立期間の一部は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、A社は既に解散している上、事業主及び前記の同僚の連絡先は不明であるため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 2 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や情報は無いが、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿は、年金事務所により意図的に作られたものであるから、再度調査をしてほしいと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月 20 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 59 年 9 月 22 日から 60 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 7 月 1 日から 48 年 2 月 28 日までの期間、A社に勤務していたはずだが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 2 月 20 日となっている。同社を退職後に年金の記録が継続するように国民年金の加入手続をしたので、空白期間が生じるはずが無く、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、在職中に公共職業安定所の紹介でB社に入社を決め、昭和 59 年 9 月 21 日に退職してすぐに同社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 60 年 2 月 1 日となっている。申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の被保険者資格喪失日は、離職日の翌日の昭和 48 年 2 月 20 日とされているところ、同社が保管する人事関連資料の申立人の欄には、「48. 2. 19 退職」と記載されており、これらの記録は一致している。

また、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持していない。

さらに、申立人は、A社で一緒に勤務していた同僚の氏名を覚えておらず、当該期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録がある同僚のうち、連絡先が判明した複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除について供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、同僚の証言から判断すると、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、B社で一緒に勤務していた同僚の氏名を覚えておらず、当該期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録がある同僚のうち、連絡先が判明した複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間における保険料の控除について供述を得ることはできなかった。

また、B社は既に解散している上、当該期間当時の事業主や取締役に照会したが、回答が得られず、申立人の当該期間における保険料の控除に係る供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 13 年 9 月 30 日まで

私は、A社に取締役として、会社設立当初から勤務していた。厚生年金保険の記録において、申立期間の標準報酬月額が53万円から38万円に減額されている。申立期間に給料が下がったことは無いので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間において給与額が減額された記憶が無いにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、それ以前の期間に比べ減額となっているのはおかしいと述べている。

しかし、A社の元事業主が事業主となっているB社から提出されたA社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、申立人の標準報酬月額は、平成10年10月1日の随時改定により、53万円から38万円に改定されていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、B社からは、上記改定通知書とともに、申立人に係る平成13年1月から同年10月までの給与支払明細書及び同年10月1日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書が提出されたが、上記給与明細書において、給与から源泉控除されていたことが確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、上記被保険者資格喪失確認通知書で確認できる申立人の資格喪失時の標準報酬月額と同額である上、オンライン記録と一致する。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、

元事業主及びB社は、「提出した上記以外の資料は、保管していない。」と回答していることから、申立期間のうち、平成10年10月1日から13年1月1日までの期間における厚生年金保険料控除額について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」によると、私がA社B支店で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が13万4,000円となっている。

私の所持する平成8年5月から同年7月までの給与支給額の平均額は、約16万2,000円であり、申立期間の標準報酬月額の記録は低額となっているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人が所持する給与明細書及びA社から提出された給与明細台帳により、申立期間において事業主が給与から源泉控除した厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、13万4,000円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、オンライン記録において、申立人の平成8年10月の標準報酬月額は、当初、同年9月3日付けで16万円と定時改定されていたところ、同年10月16日付けで13万4,000円に月額変更処理が行われていることが確認できるが、申立人が所持する同年7月から同年9月までの給与明細書により確認できる同年7月から同年9月までの期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は13万4,000円であることを勘案すると、一連の事務処理手続に不自然さは見当たらない。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険被保険者記録により確認できる申立人の申立期間における標準報酬月額（13万4,000円）及びD年金基金から提出された申立人に係る

加入員台帳により確認できる報酬標準給与月額（13万4,000円）は、いずれもオンライン記録と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7037

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 10 月 1 日まで

私は、B社から派遣されて平成2年10月1日から14年3月31日までの期間において、A社にC職として勤務していた。申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、その直前の期間における53万円から41万円に減額され、申立期間直後は53万円となっている。総支給額についてはそれまでの月と大きな変化は無かったので、なぜ12万円も増減するのか理解できない。賃金明細票を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、申立人が提出した賃金明細票により、53万円の標準報酬月額に相当する総支給額が支給されていることが認められるが、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は41万円となっており、オンライン記録の標準報酬月額41万円と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで
私は、平成 19 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 31 日までの期間において、A 事業所で非常勤職員として勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、20 年 4 月 1 日資格取得となっており、勤務した初年度の記録が無い。厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事異動通知書、平成 19 年分給与所得の源泉徴収票及びB局から提出された申立人に係る賃金台帳兼源泉徴収簿並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA事業所に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の賃金台帳兼源泉徴収簿によると、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立人から提出された源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、賃金台帳兼源泉徴収簿に記載されている雇用保険料の合計額と一致している。

さらに、B局は、「非常勤職員の勤務形態は、月 20 日勤務と月 15 日勤務の 2 種類であり、厚生年金保険には、月 20 日勤務の職員は加入するが、月 15 日勤務の職員は加入しない。申立人は、申立期間当時 15 日勤務であったため、厚生年金保険に加入させていない。」と回答しているところ、同局から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿によると、申立人の申立期間における勤務日数は、「15 日」と記載されている。

加えて、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで
私が A 社に勤務していた当時の給料は、右肩上がりであったと記憶している。申立期間の標準報酬月額は、当時の給与額と比べ、低く記録されている。調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時受け取っていた給与額よりオンライン記録の標準報酬月額は低いと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある複数の同僚は、「当時受け取っていた給与額と、記録された標準報酬月額の相違は無いと思う。」と証言している。

また、申立期間に係る給与明細書を所持する複数の同僚の厚生年金保険料控除額は、上記被保険者名簿に記録された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額は申立期間においてオンライン記録と一致しており、標準報酬月額について訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 1 日から 38 年 12 月 1 日まで
② 昭和 39 年 3 月 1 日から 43 年 8 月 31 日まで

長男の出産のため仕事を休んでいる間に退職したことであった。
脱退手当金について、当時はそのような事務手続があることなど知らず、
受け取っていないので厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所であるA社に係る事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、同社の資格喪失日から約4か月後の昭和43年12月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 6 月 30 日までの期間において A 社 B 事業所に勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。給与明細票を所持しており、厚生年金保険料は 9 回控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 63 年 7 月分の給与明細票において、厚生年金保険料が控除された旨の記載が確認できるところ、A 社は、給与支払方法は、15 日締めで当月 25 日支払、厚生年金保険料の控除は翌月控除であると回答していることから、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められる。

しかしながら、申立人の A 社に係る雇用保険被保険者記録では、申立人の離職日は昭和 63 年 6 月 29 日となっている。

また、A 社は、「申立人が所持する昭和 63 年 7 月分の給与明細票から判断すると、厚生年金保険料を控除しているが、同明細票は、労働日数 11、公休日数 3 と記載されており、同年 6 月 16 日から 14 日間の勤務期間とすると、同年 6 月 29 日が退社日と判断できる。」と回答している上、同社人事担当者は、「当時の担当者が誤って保険料を控除したものと考えられる。」と述べている。

さらに、申立人の厚生年金基金における資格喪失日は、昭和 63 年 6 月 30 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、被保険者期間を計算す

る場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和63年6月30日であり、同年6月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 26 日から 53 年頃まで

私は、昭和 51 年 6 月 23 日から 53 年頃まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 51 年 6 月 23 日から 53 年頃まで勤務していたと主張している。

しかしながら、A 社における申立人の雇用保険の離職日は昭和 51 年 8 月 25 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と合致していることが確認できる。

また、申立期間に在籍していた複数の同僚の雇用保険の加入記録を調査した結果、全員の雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が合致している上、そのうち回答があった全ての同僚は、「私の A 社に係る厚生年金保険の資格喪失日に誤りは無い。」と述べている。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考の「喪失の受付年月日」欄には、申立人の喪失を受け付けた日は昭和 51 年 8 月 27 日と記載されている上、健康保険被保険者証を返却したことを意味する「証返納」欄の「返」の箇所に丸印が付されていることが確認でき、資格喪失日を同年 8 月 26 日とする記録に不自然なところは無い。

加えて、申立人は、申立期間当時の上司、同僚等の名前を一人も記憶していない上、申立期間に在籍していた複数の同僚に聴取したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、事業主は、申立期間における厚生年金保険料控除の有無を確認できる資料等を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 24 日から 51 年 6 月頃まで
私は、昭和 50 年 4 月 7 日から 51 年 6 月頃まで A 社に B 職として勤務していたと記憶しているが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月 7 日から 51 年 6 月頃まで A 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、事業主から提供された申立人に係る「辞職願」（申立人の名前と印鑑が押されている。）及び「辞職理由書」には、昭和 50 年 4 月 23 日付けで退職したい旨及び辞職理由が記載されている上、「人事異動上申伺」から、申立人が同日に辞職する旨を事業主が承認していることが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考の「喪失の受付年月日」欄には、申立人の喪失を受け付けた日は昭和 50 年 5 月 2 日と記載されている上、健康保険被保険者証を返却したことを意味する「証返納」欄の「返」の箇所に丸印が付されていることが確認でき、資格喪失日が同年 4 月 24 日とする記録に不自然なところは無い。

さらに、申立人は、申立期間当時の上司や同僚の名前を一人も記憶していないことから、申立期間に在籍していた複数の同僚に照会したところ、そのうち、昭和 51 年 3 月 31 日に A 社の被保険者資格を喪失している同僚 1 名が「申立人は、私と同じ A 社の C 所で勤務していた。具体的な時期については分からないが、申立人は、私よりも先に退職した。」と供述しているが、この同僚を除き申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立

期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7044

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月頃から 55 年 9 月頃まで
オンライン記録によると、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同社は、B社に吸収合併され、A社の正社員のほとんどは、B社の正社員となり、私と一緒に働いていた。調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社及びB社で一緒に働いたとして名前を挙げた元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録から、A社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、同僚として申立人が名前を挙げた者4名のうち、1名は、申立期間において、B社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できるものの、残る3名は、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人のA社における勤務実態を証言している上記元同僚は、「私は、A社及びB社のいずれにも勤務したが、A社は、厚生年金保険に加入しておらず、同社の社員は各自で国民年金及び国民健康保険に加入することとされていた。私が厚生年金保険に加入したのは、B社に入社した時からである。」と述べているところ、オンライン記録から、当該元同僚は、申立期間内において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社の所在地を管轄する法務局において、同社に係る商業登記の記録は確認できず、事業主の所在も不明であることから、申立期間にお

ける厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

なお、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和55年10月21日であることが確認でき、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていない。私は、昭和 33 年 12 月 12 日から 34 年 7 月 3 日までの期間、同社に継続して勤務していた。同社のB職場で面接をして、即日採用が決まって働き始めたが、給与はB職場で渡されていたので、同社の事務所に行ったことが無い。厚生年金保険の被保険者記録を見て、同社の名称がC社に変わり、所在地も変わっていたことを知ったが、同社には継続して勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社（商業登記簿及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における事業所名称は、D社）に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、両社に厚生年金保険被保険者記録のある元社員の証言から、申立人がA社及びC社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社は、昭和 34 年 5 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、C社は、同年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間のうち、同年 5 月 22 日から同年 6 月 1 日までの期間は、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記事業所別被保険者名簿において、A社及びC社の事業主（同一人であったことが確認できる。）は、既に死亡し、C社も既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の厚生年金保険料

の控除について確認することができない。

さらに、A社及びC社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和34年4月1日からA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年5月22日までの期間に同社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した者77名のうち、申立人、上記事業主及び申立人が上司であったとして名前を挙げた者を含む51名は、いずれも同年4月1日に同社で同資格を喪失した後、C社が適用事業所となった日と同日の同年6月1日付けで同社で同資格を取得していることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

加えて、A社及びC社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間前後に厚生年金保険被保険者であることが確認でき、かつ、連絡先の判明した者33名に対する文書照会結果によっても、申立期間におけるA社又はC社の事業主による給与からの厚生年金保険料控除をうかがえる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 5 日から 36 年 3 月 26 日まで
平成 23 年 5 月頃に日本年金機構から厚生年金保険の記録に係る文書照会があり、内容を確認したら申立期間について脱退手当金が支給されていることになっていたが、脱退手当金を受け取ったことはないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 4 ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 3 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 9 名の支給記録を確認したところ、9 名全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、かつ全員が資格喪失日から 4 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 1 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には昭和 36 年 6 月 2 日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の同年 8 月 24 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年9月15日まで
② 昭和29年2月1日から32年10月11日まで

私は、「厚生年金加入記録のお知らせ」を受取り、結婚前の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに気が付いた。社会保険事務所（当時）に確認に行ったところ、*で勤務した1社については、記録が見付かったが、二つの申立期間については脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。脱退手当金について聞いたことも無く、受け取った記憶も無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている脱退手当金の受給資格を満たしている女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失している者は8名おり、うち5名について脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立人と同日に資格喪失し、申立人と同日に脱退手当金を支給決定された同僚は、事業所が手続したと述べており、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことも踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できるほか、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年1月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月頃から 9 年 6 月 9 日まで

私は、平成 5 年 1 月頃から 10 年 3 月末までの期間において、A 社で派遣社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 9 年 6 月 9 日となっている。いつから厚生年金保険に加入になったか覚えていないが、会社から「平成 7 年 7 月から 9 年 6 月分の社会保険料が立替金となっている。」と連絡があり、支払った経緯がある。領収書があるので調査をして、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 5 年 1 月頃から 10 年 3 月末まで継続して A 社に勤務したと述べている。

しかし、雇用保険被保険者加入記録において、申立人は、A 社に係る同資格を平成 5 年 1 月 25 日に取得し、9 年 4 月 30 日に同資格を喪失した後、再度、同年 6 月 9 日に同資格を取得していることが確認できる。

また、A 社の事務担当者は「当社は派遣社員に対して、国民年金に加入するよう説明していたが、平成 9 年 6 月 24 日に社会保険事務所（当時）の社会保険加入状況調査があり、加入条件を満たす雇用関係にある派遣社員については、2 年間遡って厚生年金保険に加入させるよう指導された。申立人は、9 年 4 月に一度退職し、再度同年 6 月から当社に勤務したため、2 年間の遡及加入扱いとせず、再度派遣社員として雇用した日から厚生年金保険に加入させた。」と述べている。

さらに、申立人は、A 社発行の「平成 7 年 7 月から 9 年 6 月社会保険料立替金支払に係る領収書」を提出しているが、同社の事務担当者は、

「申立人には、遡り分の社会保険料額立替分として9年6月の保険料相当額のみ振り込んでもらった。領収書のただし書『7年7月から9年6月社会保険料』の記載は、当時、遡って加入手続を行った者の保険料については、遡った期間は給与から保険料を控除していなかったため、遡った期間の被保険者負担分の保険料を遡及適用した者に請求したが、高額になる者もいたことから、48回の分割納付とした。そのため、領収書に分割払い用の上記ただし書を記載した領収書をフォーマットとして使用していたが、申立人に係る1か月分の領収書にもその用紙を使用してしまった。申立人の所持している領収書の領収金額3万1,083円は、申立人が退職したため毎月徴収していた同年6月分の健康保険料、厚生年金保険料及び厚生年金基金掛金3万8,256円の48回分割納付の残額の金額である。申立人の領収書には、正しくは9年6月と記載するべきであった。」と述べていることから、当委員会において検証したところ、当該領収書に記載されている金額は、上記事務担当者の証言どおり同年6月分の残額に相当する厚生年金保険料であることが確認できる。

加えて、健康保険被保険者記録及び厚生年金基金加入員記録においても、資格取得日は平成9年6月9日であることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7049

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 15 日から 40 年 5 月 1 日まで
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、私の年金記録を確認したところ、昭和 33 年 8 月 1 日から 35 年 12 月 28 日までの期間及び申立期間が脱退手当金支給済みとのことだった。A社に係る被保険者期間については、脱退手当金の手続を行ったが、B社に係る被保険者期間については、脱退手当金の手続は行っていないし、受け取ってもいないので厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、B社を退職した約7か月後の昭和40年12月6日に重複整理の手続が行われたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年12月10日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された2社にわたる申立期間の脱退手当金は、支給月数に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約7か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金の手続を行ったと述べているが、オンライン記録上、申立期間より前に脱退手当金の支給記録は確認できない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7050

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月26日から同年7月1日まで
私がA社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務していたと述べている。
しかし、A社は、「当時の事業主は既に死亡しており、当時の記録及び資料は保管していないため、申立人の勤務期間、厚生年金保険の被保険者資格取得の届出及び保険料控除については不明である。」と回答している。
また、オンライン記録において、A社の厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚は、「同社では、従業員10名程度の大規模店舗においては、入社と同時に従業員の厚生年金保険加入手続を行っていたが、夫婦単位の店舗では、従業員の希望や店舗の運営事情によって、厚生年金保険加入の取扱いが異なっていた。」と回答しており、同社では、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、A社B支店には夫と一緒に入社したと述べているところ、オンライン記録により、申立人及びその夫は、平成元年7月1日に夫婦連番で同社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持して

おらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 26 日から同年 10 月 27 日まで
ねんきん定期便では、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成 7 年 9 月 26 日になっている。出向先の B 市の企業で同社が同年 10 月 * 日に倒産したという情報を得たので、C 公共職業安定所に求職の申込みをした。それまでは同社からの出向先の企業で勤務していたのだからねんきん定期便の資格喪失日が間違っていると思うので、調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 7 年 10 月 * 日に A 社が倒産した旨の情報を得て、C 公共職業安定所に求職の申込みをしたことから、当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日（同年 9 月 26 日）を求職日である同年 10 月 * 日に訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である平成 7 年 9 月 26 日と同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失手続は、社会保険事務所（当時）が平成 7 年 9 月 29 日に処理していることが確認できる上、標準報酬月額の変更訂正等の記録は確認できず、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は、A 社における離職日が平成 7 年 9 月 25 日、事由は会社倒産と記されている雇用保険受給資格者証を所持しているため、同社の管轄公共職業安定所に照会したところ、同社の雇用保険適用事業所の廃

止年月日は申立人の離職日と同日であるとの回答があった。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。